

外国子会社合算税制における新しい概念について

—資産性所得を中心として—

保 井 久理子

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

我が国の外国子会社合算税制は、平成 22 年度税制改正において、海外に進出する企業の事業形態の変化や、諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方で、租税回避を一層的確に防止する観点から、大幅な見直しが行われた。この見直しでは、これまで採用しているエンティティアプローチの簡便性を生かしつつ、インカムアプローチの要素も組み込み、新たに一定の資産性所得（資産運用的な所得）を本制度の対象としている。これは、適用除外基準を満たす特定外国子会社等に所得を付け替えるような租税回避行為を防止する観点から、剩余金の配当、債券の利子、特許権等の使用料、船舶又は航空機の貸付けの対価等といった資産性所得を合算課税の対象に取り込んだものである。

我が国の国際租税制度については、平成 21 年度改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入され、実質的には、全世界所得課税方式から属地主義に基づく国外所得免除方式に近づいたといえる。そして、この導入により、我が国においても運用し得る資産を軽課税の外国子会社に移転し当該資産に係る所得を配当として非課税で還流するといった誘因⁽¹⁾に対処する必要性が高まったと考えられる。我が国の外国子会社合算税制の目的を踏まえると、このような状況はその制度設計にも影響を与えていたと考えられ、また、平成 22 年度改正はこれまで対象としていた所得を大幅に見直したものであることから、本制度の対象所得について考察することとしたい。

諸外国の制度に目を向けると、英国では、現在、さらなる属地主義的方式

(1) 我が国企業の連結所得に対する法人税の実効税率は、これまで配当すれば我が国の法人税実効税率に近似せざるを得なかつたが、外国子会社の所得については我が国の法人税実効税率に關係なくその所在地国における課税で終了することとなつたことから、我が国の法人税実効税率よりも低い国で課税が終了する所得を増加させることにより、我が国企業の連結所得に対する法人税実効税率を引き下げる事が可能となる。

への移行を志向して一連の税制改正が検討され実施されている中、CFC(Controlled Foreign Company)税制についても改正に向けて検討が行われており、米国では、インカムアプローチを採用し受動的所得を合算課税の対象としている。そこで、これらの制度を参考として、我が国の外国子会社合算税制が対象とする所得について、資産性所得を中心に、検討することしたい。

研究に当たっては、まず、我が国の外国子会社合算税制の目的を確認するとともに、特に資産性所得について課税対象の範囲を確認し、問題点を検討する。更に、我が国の制度と英国及び米国の制度を比較し、我が国の外国子会社合算税制における資産性所得の課税対象範囲について、その見直しの必要性も含めて検討を試みる。

2 研究の概要

(1) 我が国の外国子会社合算税制の目的

現行の国際租税制度における我が国の外国子会社合算税制の目的は、租税回避の防止に他ならないといえるが、ここで問題とする租税回避とは我が国の課税ベースの侵食であり、具体的には、軽課税国に設立した外国子会社を利用して、我が国においても運用し得る資産をそこで経済合理性なく運用することで当該資産に係る所得を付け替え、また、実体のない外国子会社やその事業活動に経済合理性のない外国子会社を利用して所得を稼得することにより、我が国の課税ベースが侵食されることとなることを防止することであると考えられる。したがって、このような所得については、我が国の課税ベースを構成するものとして、本制度の対象とすることで、課税権を確保しているといえる。このようなことから、特に所得の付け替えに利用されやすい資産性所得は、本制度の対象とする必要があると考える⁽²⁾。

(2) 英、仏、独等、外国子会社からの配当を非課税とする国においても、課税ベース侵食への対応策として、属地主義的方式の例外として、CFC税制を有しCFCの金融資

(2) 我が国の制度の対象とする資産性所得

- イ 会社単位の合算課税の場合(租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項の適用除外基準を満たさない場合)

特定事業に関する所得は資産性所得の一部といえるが、その特定事業が主たる事業である特定外国子会社等（統括会社を除く）を含め、同条 3 項の適用除外基準を満たさない特定外国子会社等の稼得した資産性所得は、同条 4 項では対象となっていないものも含めて、全て現行制度の対象となる。

- ロ 株式や債券の運用（同条 4 項 1 号ないし 5 号に掲げるもの）

(イ) 特定所得

支配を有しないポートフォリオ投資として資産運用のために保有する株式及び債券に係る所得が該当すると考えられる。債券については、一般的に、国、地方公共団体、会社等が資金調達のために、元本の返済や利子の支払いなどの条件を明確にして発行する有価証券のことをいうことから、法人税法 2 条 21 号に規定する有価証券⁽³⁾のうち、投資対象としての経済的意義を有するもの⁽⁴⁾と考えられる。

(ロ) 特定所得の対象外（特定事業以外の事業の性質上重要で欠くことのできない業務）

同条 4 項 1 号ないし 5 号に掲げる金額が生じる業務が事業そのものであれば、当該事業は特定事業に該当し同項の適用を受けることとなる。除外されるものは、銀行等の機関投資家が資金運用の一環として行う投資による所得等が該当するとされており⁽⁵⁾、事業上その一環として行われる必要不可欠な業務によるものであると考えられるが、そ

産からの収益等をその対象としている。

- (3) 金融商品取引法 2 条 1 項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの
- (4) 特定事業の対象とされる「債券の保有」については、投資対象たる証券としての経済的意義を有しているものは債券の範囲に含まれるとして、コマーシャル・ペーパーも対象となると判示されている（平成 19 年東京高裁グラクソ事件）。
- (5) 国税庁『改正税法のすべて（平成 21 年版）』496～497 頁

の判断は困難であり、企業側の事務負担も大きいと思われる。

ハ 特許権等の使用料（同条4項6号に掲げるもの）

(イ) 特定所得

特許権等については、特許法で規定される特許権、実用新案権法で規定される実用新案権、意匠法で規定される意匠権、商標法で規定される商標権、著作権法で規定される著作権、出版権及び著作隣接権のことを指し、登録によって発生した権利⁽⁶⁾をいうと考えられる。したがって、登録がされていない研究開発の成果は、全て対象外となると考えられる。

(ロ) 特定所得の対象外

費用の他、企画、立案、開発方針の指示及びリスク負担等を総合的に勘案すると特定外国子会社等自らが主体的に行う研究開発の成果と認められるものや、対価を支払って取得し特定事業以外の事業に用いているもの、対価を支払って使用の許諾を得て特定事業以外の事業に用いているものについては、我が国課税ベースの侵食の防止という制度趣旨から、除外されている。

二 船舶又は航空機に係るもの（同条4項7号に掲げるもの）

船舶又は航空機の貸付けは、本制度の対象となっている。

（3）英国及び米国における制度

イ 英国

エンティティアプローチを採用した制度であり、租税負担割合の低い⁽⁷⁾ CFC が対象となるが、①適用除外基準、②配当基準⁽⁸⁾、③活動基準⁽⁹⁾、

- (6) 特許権の場合、特許権法 66 条第 1 項の規定により設定の登録によって発生した権利
- (7) 外国子会社が英国居住法人と仮定して算出した所得に対する英國税額の 75%未満
- (8) 2009 年 7 月 1 日以降に外国子会社から受け取る配当については配当免除制度が導入されたことから、配当基準は、2009 年 7 月 1 日前に開始する事業年度について適用される。
- (9) 我が国の適用除外基準（租税特別措置法 66 条の 6 の 3 項）に類似した規定となっている。

④デミニマス基準⁽¹⁰⁾、⑤動機基準のいずれかを満たせば、適用除外となる。

2012年度改正では、①グループ内金融子会社に対し一定の負債資本比率（1：3）を基準にそれを資本が超過する部分に対応する所得の合算課税、②事業に偶発的付隨的に発生した利子⁽¹¹⁾の除外及びグループ内金融子会社と同様の手法による事業会社の資金運用等に対する合算課税など、③パテントボックス規則、が検討されている。

□ 米国

サブパートFルールにおける外国同族持株会社所得は、利子、配当、賃貸料、ロイヤルティに係る所得といつといわゆる資産性所得から構成されるが、それらのうち、金融機関の所得、CFC が自ら付加価値を創出した結果得られたロイヤルティ所得、賃貸活動のマネジメント等により獲得した賃貸業所得等、能動的所得と認められるものや、所在地国内の関連者から受領する受動的所得、能動的所得が源泉となっている配当、利子、賃貸料及びロイヤルティは、除外されている。

また、サブパートFルールにおける保険所得については、所在地国以外のリスクに関する再保険を含む保険契約又は年金保険契約に係る所得であり、かつ、CFC を米国居住の保険会社とみなした場合に米国において課税されることになる所得⁽¹²⁾が対象となる。適用除外については、所在地国において保険業（再保険業）法の適用を受けており、総保険料の 50%超が所在地国のリスクをカバーする契約等により得られていることなどを満たす保険会社の、米国外のリスクに関する保険契約から生じる所得が対象となる。

（4）現行制度の見直しの必要性

外国子会社配当益金不算入制度の導入により、可動的な所得による租税

(10) 5万ポンド

(11) 売り戻し契約や割賦販売に係るものと考えられる。

(12) 米国税法の保険会社に関するルールであるサブチャプターL の対象所得

回避の誘因は高まったと考えられることから、外国子会社合算税制の趣旨目的を踏まえれば、特にそのような所得は本制度の対象とする一方で、資産性所得も含め正常な活動から生じると認められるものは除外するべきであると考える。

イ 合算課税の対象とする資産性所得の拡大(租税特別措置法 66 条の 6 の 4 項の対象)

現行制度の対象とする資産性所得は、事業基準の対象とされている特定事業に関係する所得のうち一定のものに限っているが、当該所得を伴う取引が我が国においても行えて軽課税国において行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことが困難であり、むしろ所得の付替えに利用されやすいと考えられるものは合算対象とするべきである。特許権等の対象を広げ、また、保険や貸付金の利子も、一般的に租税回避に利用され易い所得と考えられることから、本制度の対象とすることが適当であると考える。

(イ) 特許権等の拡大

現行制度においては、登録された権利に限定されているが、特定事業の対象とされているものと同様、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）」を対象とすることが適当と考える。

(ロ) 貸付金の利子に係る所得の追加

貸付金の利子（保証料⁽¹³⁾を含む）については、利子課税を回避する行為や利子控除を狙った行為に対処する必要があると考える。したがって、貸付金の利子は、原則として、対象とすることが適当と考える。

(13) 関連会社間で資金移動を行うのではなく、外部から資金不足の関連会社への資金供給が他の関連会社の余剰資金を担保にしたものである場合（例えばノーショナル・ブーリングと呼ばれるもの）、保証料の発生が想定される。

(ハ) 保険に係る所得の追加

保険は、租税回避に利用されやすい面があるため、特定外国子会社等により締結された保険契約で、我が国国外に所在する資産、我が国国外での活動により生じた負債、又は非居住者に関するもの以外の、日本国内にあるリスクを引き受ける保険からの所得を対象とすることが適当と考える。

- 対象所得から除外するものの見直し（「事業の性質上重要で欠くことのできない業務」）

およそ資産性所得と認められるもの全てを本制度の対象とするのではなく、本制度の目的を踏まえれば、正常な海外投資活動と認められるもの、特定外国子会社等が行うことに十分な経済合理性を認めることができるものには除外される必要がある。まず、株式や債券の運用に係る所得については、特定事業に関係する所得であるため、その対象除外は本業に係るものに限るべきであり、次に、特定事業に関係する所得以外の資産性所得を本制度の対象に含めるのであれば、正常な海外投資活動と認められるものを対象外とするべきであることから、事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じるものという規定を、次のように見直すことが適当と考える。

(イ) 金融業及び保険業の資産運用（株式及び債券の運用、貸付金の利子及び保険に係る所得）

預金を取り扱っている金融機関はその預金を運用する必要があり、また保険会社は保険加入者から集めた保険料を運用する必要がある。したがって、その地で金融業及び保険業を営むことに経済合理性のある特定外国子会社等における正常な資産運用が、所得の付け替えに利用されるとはいい難いことから、これらの資産運用は除外する。除外の対象とする金融業及び保険業を営む特定外国子会社等については、主たる事業が金融業又は保険業であり、その事業活動に経済合理性のあるものに限定することが適当と考えるが、それらについては、同条

3項の適用除外基準において判定されていることとなる。また、適用除外とする所得については、我が国国外からの顧客から得られるもの及び実質的にその地において行われる活動から得られるものが、正常な資産運用として、除外の対象とすることが適當と考える。

(ロ) グループ金融子会社の資産運用(株式及び債券の運用、貸付金の利子、保険に係る所得)

貸付金の利子については、原則として本制度の対象とするが、グループ会社全体における事業資源としての流動資産・負債の最適化のための資金移動による利子までも、本制度の対象とすることは適當でないと考える。そして、グループ全体の資金を集中管理するグループ金融子会社については、一般的に、グループ内の資金移動が貸付金処理され、また余剰資金については資産運用が行われる。これらの活動は、完全に正常なものである場合、我が国の課税ベースを侵食する場合、その両方の場合があり、それらを区別することは困難である。したがって、その対応策として、負債・資本比率を用いて、資本が一定の水準を超過する場合は、その超過資本に対応する資産性所得のみを合算課税の対象とする方法が考えられる。

(ハ) 事業会社の貸付金の利子に係る所得

海外投資活動以外の正常な事業活動を行う特定外国子会社等については、投資活動により稼得した資産性所得は本制度の対象とするが、関連会社への貸付けによる利子については、前記(ロ)と同様の理由から、前記(ロ)と同様の方法で合算課税の対象とすることが考えられる。

ハ 適用除外基準の在り方(同条3項)

法人形態又は事業形態に着目して、適用除外の基準により、その地に所在することに十分な経済合理性があると認められるもの以外の特定外国子会社等は、その所得が会社単位で合算対象となる。この「十分な経済合理性」を具体化している適用除外基準は、今後も、本制度の目的を踏まえ我が国の経済状況等に応じて、適宜見直されることが適當と考える。

える。

二 トリガー税率の再検討

トリガー税率は、本制度の対象となる特定外国子会社等の範囲を画するものであり、課税ベース侵食防止の必要性と本制度適用の有無の判定における企業の事務負担⁽¹⁴⁾という両者のバランスを考慮して設定される必要がある。一般的に、外国子会社の所在地国の法人税率が低いほど、租税回避の誘因が高まるためその防止の必要性も高くなるが、もとより外国子会社の所在地国の法人税率が我が国の法人税率より低い限り租税回避のリスクは無くならず、さらに、外国子会社配当益金不算入制度の導入前に比べて、リスクは全体的に高まったと思われることから、その防止の必要性も高まったと考えられる。平成 22 年度改正において、トリガー税率は 25%から 20%に引き下げられており、課税ベースの浸食防止の必要性と企業の事務負担のバランスも考慮したものと考えられるが、資産性所得については、さらなる課税ベース浸食防止の必要性があり、本制度の対象となる特定外国子会社等の範囲を拡大することが適当と考える⁽¹⁵⁾。

3 結論

我が国の現行の国際租税制度における外国子会社合算税制の目的を踏まえれば、本制度は、可動的な所得をその対象とするべきであり、一方で、資産性所得の中でもその地において稼得することにつき経済合理性のあるものに

(14) トリガー税率との関係では、最終的には特定外国子会社等に該当しないものの、トリガー税率が進出先国の法人税率に近接していることにより租税負担割合をより厳密に計算しなくてはいけない事務負担と、最終的には本制度の適用対象外となるものの、特定外国子会社等に該当するため適用除外の判定を行わなくてはいけない事務負担が考えられる。

(15) トリガー税率は、英国では法人税率 27%に対し約 20%とされ、米国では法人税の最高税率 35%に対し 31.5%（最高税率の 90%）であることと比較すると、現行の我が国のトリガー税率 20%は国内実効税率の約半分となっており、国内実効税率とトリガー税率との開きは約 20%と大きい。

については極力除外することが適當と考える。本制度は、課税ベース侵食防止の必要性と企業側の事務負担との全体的なバランスを考慮して策定される必要があり、本研究における提言による事務負担については、個々の企業及び企業全体でそれぞれ総合的に評価する必要があると思われるが、現行制度には、資産性所得について、さらなる課税ベース侵食防止の必要性があり合算課税の対象を拡大することが適當と考える。

目 次

はじめに	348
第1章 我が国の外国子会社合算税制の目的	350
第1節 制度の目的	350
1 導入の背景	350
2 制度の目的	352
第2節 制度の変遷	354
1 変遷の概要	354
2 外国子会社配当益金不算入制度の導入	359
第3節 現行の国際租税制度における外国子会社合算税制	363
1 英国の国際租税制度におけるCFC税制	363
2 米国の国際租税制度におけるサブパートFルール	366
3 我が国の国際租税制度における外国子会社合算税制	369
第2章 現行制度の対象とする資産性所得	372
第1節 制度の概要	372
1 会社単位の合算課税	373
2 特定所得の合算課税	376
第2節 株式及び債券に係る特定所得	379
1 株式に係る特定所得	379
2 債券に係る特定所得	379
3 特定所得の対象外（事業の性質上重要で欠くことのできない業務）	382
第3節 特許権等に係る特定所得	383
1 特許権等の範囲	383
2 特定所得の対象外	384
第4節 船舶・航空機の貸付	385
第3章 英米におけるタックスヘイブン対策税制	386
第1節 英国におけるCFC税制	386

1 現行制度の概要	386
2 2011年度改正法案	392
3 2012年度改正案	398
第2節 米国におけるサブパートFルールと関連規定	400
1 サブパートFルール及び関連規定の概要	400
2 予算教書における改正案	406
第4章 我が国の現行制度の見直しについて	408
第1節 対象所得の拡大	408
1 特許権等	408
2 保険	411
3 貸付金の利子	411
第2節 対象所得からの除外	415
1 金融業及び保険業の資産運用	415
2 グループ金融子会社の資金運用	416
3 事業会社の貸付金の利子に係る所得	420
第3節 適用除外基準の在り方	422
第4節 トリガー税率の再検討	422
結びに代えて	424

はじめに

我が国の外国子会社合算税制は、平成 22 年度税制改正において、海外に進出する企業の事業形態の変化や、諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方で、租税回避を一層的確に防止する観点から、大幅な見直しが行われた。この見直しでは、これまで採用しているエンティティアプローチの簡便性を生かしつつ、インカムアプローチの要素も組み込み、新たに一定の資産性所得（資産運用的な所得）を本制度の対象としている。これは、適用除外基準を満たす特定外国子会社等に所得を付け替えるような租税回避行為を防止する観点から、剰余金の配当、債券の利子、特許権等の使用料、船舶又は航空機の貸付けの対価等といった資産性所得を合算課税の対象に取り込んだものである。

我が国の国際租税制度については、平成 21 年度改正で外国子会社配当益金不算入制度が導入され、実質的には、全世界所得課税方式から属地主義に基づく国外所得免除方式に近づいたといえる。そして、この導入により、我が国においても運用し得る資産を軽課税の外国子会社に移転し当該資産に係る所得を配当として非課税で還流するといった誘因⁽¹⁶⁾に対処する必要性が高まったと考えられる。我が国の外国子会社合算税制の目的を踏まえると、このような状況はその制度設計にも影響を与えていていると考えられ、また、平成 22 年度改正はこれまで対象としていた所得を大幅に見直したものであることから、本制度の対象所得について考察することとしたい。

諸外国の制度に目を向けると、英国では、現在、さらなる属地主義的方式への移行を志向して一連の税制改正が検討され実施されている中、CFC (Controlled Foreign Company) 税制についても改正に向けて検討が行われて

(16) 我が国企業の連結所得に対する法人税の実効税率は、これまで配当すれば我が国の法人税実効税率に近似せざるを得なかつたが、外国子会社の所得については我が国の法人税実効税率に關係なくその所在地国における課税で終了することとなつたことから、我が国の法人税実効税率よりも低い国で課税が終了する所得を増加させることにより、我が国企業の連結所得に対する法人税実効税率を引き下げる事が可能となる。

おり、米国では、インカムアプローチを採用し受動的所得を合算課税の対象としている。そこで、これらの制度を参考として、我が国の外国子会社合算税制が対象とする所得について、資産性所得を中心に、検討することとしたい⁽¹⁷⁾。

研究に当たっては、まず、我が国の外国子会社合算税制の目的を確認するとともに、特に資産性所得について課税対象の範囲を確認し、問題点を検討する。更に、我が国の制度と英国及び米国の制度を比較し、我が国の外国子会社合算税制における資産性所得の課税対象範囲について、その見直しの必要性も含めて検討を試みる。

(17) 英国の一連の税制改正、特に CFC 税制を中心に比較研究しているものとして、青山慶二「英国の法人税改正の動向（国際課税の観点から）」租税研究 743 号 9 月 173 頁、「外国子会社合算税制について—我が国の改正と英国との比較検討—」租税研究 731 号 9 月 188 頁が挙げられる。なお、外国子会社配当益金不算入制度導入の背景等について研究しているものとして、青山慶二「わが国企業の海外利益の資金還流について—海外子会社からの配当についての益金不算入制度—」租税研究 710 号 12 月 127 頁が挙げられる。

第1章 我が国の外国子会社合算税制の目的

外国子会社合算税制は、我が国の内国法人等が軽課税国に所在する実体のない子会社等へ所得を移転することによる租税回避を防止することを目的とする制度であり、昭和53年度に導入された。この制度は、いわゆるタックス・ヘイブンに設立した子会社を通じて国際取引を行うことによって直接取引する場合より税負担を不当に回避又は軽減することを対処する一方で、我が国企業の正常な海外投資活動を阻害しないよう適用除外基準が設けられている。本制度は、このような考えに基づくものであることから、どのような租税回避を対処するのか、またどのようなものを適用除外とすべきかについて、我が国の企業の事業形態の変化や企業活動の実態等に対応して、その在り方を不斷に見直す必要がある。本章では、本制度の目的と制度の変遷について検討を行う。

第1節 制度の目的

1 導入の背景

本制度の導入の背景には、軽課税国、いわゆるタックス・ヘイブンへ我が国の課税所得が不当に移転している事例が見受けられるようになってきたという実態があった⁽¹⁸⁾。タックス・ヘイブンの定義に確立したものはないが、外国子会社合算税制を規定する現行の租税特別措置法第66条の6は、トリガーレートを基に税負担が著しく低い国・地域を対象としている。

これらの国・地域が対象となっている理由については、次のように説明ができるだろう。企業が海外に進出する場合には、支店形態と子会社形態が考えられる。全世界所得課税方式を探っている場合、内国法人であれば、国外源泉所得も課税の対象となる一方、内国法人以外の法人、つまり外国法人であれば、その所在地国における国内源泉所得のみが課税の対象となる。したが

(18) 国税庁『改正税法のすべて（昭和53年版）』 156頁

って、全世界所得課税方式の下では、仮に海外子会社の所得が配当という形で国内に還流されれば、支店形態で進出しても子会社形態で進出しても我が国企業の課税対象所得及び課税額は変わらないが、我が国より軽課税の国に所在する海外子会社が配当を行わずに所得を留保する場合は、子会社形態で進出する方が我が国企業の課税対象所得及び課税額は少なくなることとなる。このため、海外に進出する企業には、①支店形態ではなく子会社形態で進出して、②より軽課税である国に子会社を設立し、海外子会社を利用してそこに所得を留保するという誘因があることになる。

なお、海外子会社からの配当を益金不算入とする、つまり国外所得免除方式を導入することにより、海外子会社に所得を留保する誘因はなくなるが、その場合であっても、我が国より軽課税の国であれば、子会社形態で進出する場合は所在地国で課税を受けるだけであるのに比べ、支店形態では我が国においても所在地国による課税額が控除された額が課税されるため、軽課税である国に子会社を設立する誘因はあるだろう。

したがって、我が国より軽課税の国については、海外子会社配当益金不算入制度の有無による程度の差こそあれ、そこに子会社を設立する誘因が働くため、税務上のメリットを可能な限り享受しようとすれば、より軽課税である国に子会社を設立することとなる。

このように、我が国より軽課税の国に子会社を設置する誘因があるところ、租税特別措置法第66条の6は、税務上のメリットを技巧的に享受しようとするリスクの程度を勘案し、ある一定の税率を基準としてトリガー税率を定めていると考えられる。つまり、軽課税国に設立した子会社を通じて国際取引を行うことによって直接取引する場合より税負担を不当に回避又は軽減するという点では、トリガー税率を超える税率の国であれば起こり得るのであるが、トリガー税率は、そのアレンジが行われるリスクの程度を考慮して、一定の税率を基準に設けられたものと考えられる。

軽課税国に子会社を設置する誘因があるのは、前述のとおりであるが、では直接取引する場合より税負担を不当に回避又は軽減するためにどのような

形態で子会社を利用するのだろうか。従来、事業形態の観点から指摘されているのは、持株会社、投資会社、特許権保有会社(patent-holding-company)などの資産の保有及び運用から所得を得るものや、外国に船籍を置くといった便宜地籍に伴うもの、専ら関連会社との間で取引を行う販売子会社でいわゆる基地会社(base company)として使われるもの、親会社のために低コストの資金を調達する国際金融会社、自社専用保険会社(captive insurance company)、原油の三国間取引をするに当たり取引名義だけを行う会社、タックス・ヘイブンの子会社名義で起債しその資金を関係会社に貸し付けるものなどが挙げられていた⁽¹⁹⁾。

経済のグローバリゼーションの進展は、経営や事業の立地の選択に影響を与える、さらに、軽課税国を利用して租税を最小化し回避するスキームを生むことにもなった。このようなスキームは、財政基盤を侵食し、累進課税の適用や所得の再配分を妨げることとなり、特に、足の速い金融所得等といった課税ベースへの税負担と、足の速くない勤労所得、財産、消費といった課税ベースへの税負担の差を生むこととなる⁽²⁰⁾。このような財政基盤の侵食は、無視できない問題である。

2 制度の目的

措置法 66 条の 6 に規定される外国子会社合算税制は、我が国の内国法人が、税負担の著しく低い外国子会社を通じて国際取引を行うことにより、直接国際取引をした場合より税負担を不当に軽減・回避し、結果として我が国での課税を免れる事態が生じ得ることから、このような租税回避行為に対処するために設けられた規定である⁽²¹⁾。

その制度の骨子は、軽課税国に所在する外国法人で我が国の法人又は居住

(19) 高橋元監修『タックス・ヘイブン対策税制の解説』清文社(1979) 38~43 頁

(20) 田中琢二『非協力的地域への国際的な取組み—透明性と情報交換の必要性について—』租税研究 2009 年 7 月号 31 頁

(21) 財務省「外国子会社合算税制の概要」

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/175.htm

者により株式（又は出資）の保有を通じて支配されているとみなされるものの所得を我が国株主の持分に応じてその所得に合算して課税する、というものである。つまり、外国法人の所得を、我が国株主の課税所得の計算上収益ないし収入とみなして課税するというものである⁽²²⁾。

本制度の導入に当たっては、課税の要件を明確化し、執行面でも安定性を確保することが必要であると強く意識されていたため、所定の要件を満たす外国子会社等の所得を国内株主の持分に応じてその所得に合算して課税し得るような簡明な措置が導入されたのである⁽²³⁾。この合算課税方式について、立法担当者は、次のように解説している。「タックス・ハイブン対策税制の目的は、軽課税国—いわゆるタックス・ハイブン—にある子会社等で我が国株主により支配されているようなものに我が国株主が所得を留保し、我が国での税負担を不当に軽減することを規制することにあるが、軽課税国に所在する子会社等であっても、そこに所在するのに十分な経済合理性があれば、それは我が国の税負担を不当に減少させるための手段とはなっていないと考えられる。逆に子会社等が十分な経済合理性を欠くようなものであるときは、それは我が国株主によって租税回避のために利用されていると考えられ、子会社等が留保する所得を我が国における課税の枠組みの中に取り込む必要性が生じてくる。しかし子会社等は、仮に経済合理性を欠くようなものであっても、所在地国の法律に基づいて設立された外国法人であり、親会社等とは別個の法人格をもつものであることは否定し得ず、また我が国は本店所在地國主義をとっている。これらを前提としてなお国内株主の租税回避を防止しようとすれば、合算課税方式により国内株主に課税することが最適の解決方法になってくる。」⁽²⁴⁾

このように我が国の外国子会社合算税制は、米国等の他の諸外国と同様に合算課税方式が採られている。他方で、適用除外要件も規定され、特定の軽

(22) 高橋・前掲注(19) 81頁

(23) 高橋・前掲注(19) 91頁

(24) 高橋・前掲注(19) 92頁

課税国に所在する外国子会社等で我が国株主と一定の資本関係にあるものうち適用除外要件を満たさないものが合算課税の対象となる、という仕組みとなっている。これは、米国等の所得のタイプを特定し合算するインカムアプローチではなく、外国子会社等が適用除外要件を満たさないときはそのすべての所得を合算課税するというエンティティアプローチの仕組みを探っている。また、これに加え、平成 22 年度税制改正により、インカムアプローチの要素も組み込み、新たに一定の資産運用的な所得が合算課税の対象とされた。

第 2 節 制度の変遷

1 変遷の概要

(1) 昭和 53 年度

イ 特定外国子会社等の範囲

対象となる外国法人は、居住者及び内国法人によってその発行済株式の総数又は出資金額の 50% 超を直接及び間接に保有されている外国法人を外国関係会社と定義したうえで、この外国関係会社のうち、軽課税国等に本店又は主たる事務所を有するものと定義している。支配関係が、直接及び間接の株式保有により判断されるため、子会社に限らず、孫・曾孫会社も含む。また、外国関係会社の判定においては、本制度の適用を回避する意図の下に外国法人の株式の保有を分散することが考えられることから⁽²⁵⁾、居住者及び内国法人に限らず、居住者と同族関係にある非居住者を同族株主グループとしてそれらの有する直接及び間接の持分も含めて 50% 超を判断することとしている。

ロ 軽課税国等の範囲

特定外国子会社等の判定において、後述のとおり平成 4 年度改正によ

(25) 国税庁・前掲注(18) 159 頁

り税負担の多寡により個々の外国関係会社について判定することとなるまでは、軽課税国等を指定する方式が採られていた。軽課税国等とは、法人のすべての所得又は特定の所得に対する税負担が我が国における法人の所得に対する税負担に比して著しく低い国又は地域とされており、この著しく低いとは、実効税率が我が国（当時約 50%）に比べて 1/2 未満（25%未満）の場合と解釈され、この解釈基準に従って指定・告示されていた⁽²⁶⁾。そして、外国関係会社が当該軽課税国に所在する場合は、個々の会社の実効税率を考慮することなく、本税制の対象となっていた。本制度創設時は、27 の国又は地域が指定されていた⁽²⁷⁾。

ハ　納稅義務者の範囲

納稅義務者は、特定外国子会社等の株式等を直接及び間接に 10%以上保有する内国法人又は居住者、全体として直接及び間接に 10%以上保有する同族株主グループに属する内国法人又は居住者と規定されていた。10%という基準は、特定外国子会社等の経営に実質的に影響を与えると考えられたためとされている⁽²⁸⁾。

二　適用除外基準

本制度の適用除外の適用を受けるには、①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準及び所在地国基準のすべてを満たす必要がある。

（2）昭和 54 年度～昭和 63 年度

前記 1 の口に記載のとおり、軽課税国等の範囲は告示で指定されていたが、昭和 54 年度⁽²⁹⁾、63 年度⁽³⁰⁾に適宜見直され、本制度創設時の 27 カ国・地域から 41 カ国地域となった⁽³¹⁾。

(26) 国税庁・前掲注(18) 159 頁

(27) 国税庁・前掲注(18) 159 頁

(28) 国税庁・前掲注(18) 160 頁

(29) 国税庁『改正税法のすべて（昭和 54 年版）』172 頁

(30) 国税庁『改正税法のすべて（昭和 63 年版）』421～428 頁

(31) 武田昌輔編集『DHC コンメンタール法人税法・租税特別措置法』第一法規出版 4996

(3) 平成 4 年度

イ 外国関係会社の判定の見直し

外国関係会社の判定においては、発行済株式等の 50%以上の直接及び間接保有が基準であったが、無議決権株式を発行することによる本制度の回避事例が生じたことから⁽³²⁾、居住者及び内国法人が直接及び間接にその議決権のある発行済株式の 50%以上を保有する外国法人も対象に加えられた。

ロ 軽課税国指定制度の廃止

これまで軽課税国等は告示に指定されていたが、租税回避に利用されやすい優遇税制を整備する国が後を絶たず⁽³³⁾、諸外国の税制改正の動きに迅速に対応することが困難となってきたことから、軽課税国の指定制度を廃止し、個々の法人ごとに外国関係会社が特定外国会社等に該当するかを判定することとして、税負担が 25%以下となる外国関係会社を特定外国会社等とすることとなった⁽³⁴⁾。

また、軽課税国指定制度の廃止に伴い、みなし本店所在地の取扱いも廃止されている。

ハ 納税義務者の判定における株式等の保有要件の引下げ

前述のとおり、納税義務者となる内国法人は、特定外国子会社等の株式等の保有割合 10%以上が基準となっていたが、この 10%要件を回避する事例が生じたことから⁽³⁵⁾、保有要件が 5%に引き下げられた。

(4) 平成 5 年度～平成 22 年度

イ 平成 5 年度

特定外国子会社等の判定においては、平成 4 年度改正により、税負担

頁

(32) 国税庁『改正税法のすべて（平成 4 年版）』205 頁

(33) 当時は、マレーシアが、同国のラブアン島がタックス・ヘイブンとなるような法制を整備した（国税庁・前掲注(32) 203 頁）

(34) 国税庁・前掲注(32) 203 頁

(35) 国税庁・前掲注(32) 205 頁

割合が 25%以下か否かを検討することとなつたが、その算定にあたっては、租税回避に利用されやすい国の優遇税制が通常非課税又は税率の軽減によるものであるため、早期償却や引当金・準備金といった、いわゆる期間損益に関する事項については特段の調整は行わないこととされていた⁽³⁶⁾。しかし、諸外国の中には、いわゆるキャプティブ・インシュアランス・カンパニー（自家専用保険会社）を誘致するために異常危険準備金の積立てを認めるといった優遇税制を講じるなど、保険会社に対して著しく高率の準備金の繰入れを認めている国があることが明らかになった。そこで、準備金であってもその繰入限度額が不相当に高額な場合には、課税所得が長期間繰り延べられることにより実質的に非課税措置と同様の効果を有する場合があることから⁽³⁷⁾、外国関係会社が、その本店所在地国の法令に従い異常危険準備金に類する準備金を繰り入れている場合には、我が国の法令（租税特別措置法 57 条の 5、57 条の 6）に従って再計算することとされた。また、この改正に伴い、特定外国子会社等の未処分所得の金額を現地法令に従って計算する場合についても、同様の調整を行うように改められた。

□ 平成 10 年度⁽³⁸⁾

特定外国子会社等の判定において、利益配当等の請求権のない株式を発行している場合の見直しが行われた。

△ 平成 17 年度⁽³⁹⁾

- ①特定外国信託の留保所得に係る合算税制の創設、②合算所得の見直し（人件費の 10%相当額の控除、請求可能金額に応じた計算）、③外国関係会社の判定等の見直し（特殊関係非居住者に内国法人の役員等を追加）、④未処分所得の計算に係る欠損金の繰延期間の延長（5 年を 7 年）、⑤課税済留保金額の計算の見直し（損金算入可能期間の延長（5 年を 10

(36) 国税庁『改正税法のすべて（平成 5 年版）』228 頁

(37) 国税庁・前掲注(36) 228 頁

(38) 国税庁『改正税法のすべて（平成 10 年版）』482～485 頁

(39) 国税庁『改正税法のすべて（平成 17 年版）』298～306 頁

年)) が行われた。

二 平成 18 年度⁽⁴⁰⁾

留保金額の取扱いを従来の処理と同様とするため、支払配当に関する見直しが行われた。

三 平成 19 年度⁽⁴¹⁾

外国関係会社の判定について、議決権の数が 1 個でない株式等又は請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、議決権の数又は請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額の総数又は総額に占める割合を勘案して判定することとされた。

四 平成 20 年度⁽⁴²⁾

特定外国子会社等の判定における同族株主グループの範囲について、内国法人の役員が支配する法人が追加される見直しが行われた。

また、それに伴い、適用除外の判定においても特定外国子会社等の役員等が支配する法人及び合算課税の対象となる内国法人等の役員が支配する法人が関連者の範囲に追加された。

五 平成 21 年度⁽⁴³⁾

外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴い、合算所得の見直し（特定外国子会社等が支払の剰余金の配当等の額を控除しないこと）が行われた。

(5) 平成 22 年度⁽⁴⁴⁾

海外に進出する企業の事業形態の変化や、諸外国における法人税等の負担水準の動向に対応する一方で、租税回避を一層的確に防止する観点から、①納税義務者となる対象株主の範囲を保有割合 10%以上に引き上げ、②租税負担の水準を定めたトリガー税率を 20%以下に引き下げ、③実体のある

(40) 国税庁『改正税法のすべて（平成 18 年版）』463～470 頁

(41) 国税庁『改正税法のすべて（平成 19 年版）』578～582 頁

(42) 国税庁『改正税法のすべて（平成 20 年版）』512～517 頁

(43) 国税庁『改正税法のすべて（平成 21 年版）』442～451 頁

(44) 国税庁『改正税法のすべて（平成 22 年版）』490～504 頁

事業活動を行っている特定外国子会社等に係る人件費の 10%相当額を控除する措置を廃止し、④事業持株会社や物流統括会社について適用除外基準を見直し、⑤一定の資産性所得を合算課税の対象とした。

(6) 平成 23 年度（税制改正大綱）⁽⁴⁵⁾

外国子会社合算税制の円滑な執行を図るため、①統括会社に対する適用除外基準の判定が明確化され、②トリガー税率の計算上外国関係会社の国外からの受取配当等が除外されるための持株割合要件等が廃止され、③合算対象金額の計算にあたり日本税法基準による場合は現物分配に係る課税繰延べ規定の適用がないことが明確化され、④トリガー税率の判定にあたり外国関係会社の所得金額が零の場合は外国法人税の表面税率により行うことが明確化され、⑤本制度が対象とする資産性所得の基準となる株式等保有割合の判定時期が明確化され、⑥本制度の対象となる資産性所得に係る費用の計算方法が明確化され、⑦資産性所得合算課税の適用除外基準における資産性所得割合基準が明確化される。

2 外国子会社配当益金不算入制度の導入

平成 21 年度税制改正により外国子会社配当益金不算入制度が導入されたが、この導入は企業行動に大きな影響を与えると考えられる。そして、我が国の外国子会社合算税制の目的を踏まえると、その企業行動の変化は外国子会社合算税制の制度設計にも大きな影響を与えると考えらえる。ここでは、外国子会社配当益金不算入制度とその影響について検討を行う。

(1) 制度の概要

国際的な二重課税排除の方式につき従来の全世界所得課税及び外国税額控除制度の枠組みを基本的に維持した上で、配当政策に対する税制の中立性や制度の簡素化の観点を踏まえ、配当に係る二重課税の排除の方法として、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社から受け取る配当を親会

(45) 平成 23 年度税制改正大綱

社の益金不算入とする外国子会社配当益金不算入制度(法人税法 23 条の 2)が導入された。なお、法人税法 23 条の 2 は、特定外国子会社からの配当も原則として益金不算入としており、その代わり外国子会社合算税制においては、これまで合算課税の対象から除外されていた内国法人への配当分も合算課税の対象となった。したがって、我が国の国際租税制度は、実質的には、全世界所得課税方式から属地主義に基づく国外所得免除方式に近づいたと言える。

本制度は、グローバルに事業を展開する我が国企業が、海外で稼得した利益を国内に還流させることなく海外に留保する傾向がみられたことから、当該利益が過度に海外に留保されることにより競争力の源泉である研究開発や雇用等が国外流出しないよう、当該利益の国内還流に資する環境整備が必要との認識の下、我が国企業が外国子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ国内に戻すという企業の配当政策の決定に対する税制の中立性の観点も踏まえ、導入されたものである⁽⁴⁶⁾。なお、イギリスやドイツ、フランスにおいても、外国子会社から受ける配当を益金不算入としている。

本制度により、内国法人の外国子会社から受ける剰余金の配当等の額につき、その 5 %相当額を控除した額は、益金不参入とすることができます。本制度の対象となる外国子会社は、内国法人の外国法人に対する持株割合が 25%以上であり、内国法人が剰余金の配当等の支払義務が確定する日以前 6 月以上引き続き直接有している場合の外国法人である。

(2) 本制度の企業行動への影響

イ 全世界所得課税と国外所得免除方式

全世界所得課税主義(world-wide system)は、国家の課税権を属人的にとらえ、居住者及び内国法人の所得については、その源泉が国内にあるか国外にあるかを問わず、そのすべてを課税の対象とする制度をいう。これは、居住地管轄に基づき、所得を獲得する者に対する人的なつなが

(46) 国税庁・前掲注(43) 425 頁

り(nexus)を根拠に、居住地管轄に服する者に対して、所得の地理的源泉を問わず、全世界所得に課税するものである。

国外所得免除方式は、課税権を属地的にとらえて、国外に源泉のある所得を課税の対象から除外する方法であり、この方法の基礎となっている考え方を領土内所得課税主義(territoriality principle)という(本稿では「属地主義」という。)。これは、源泉地管轄に基づくものであり、所得を生み出す活動との物理的な関連性を根拠に、自国で生み出された国内に源泉をもつ所得(国内源泉所得)を課税の対象とするものである。

□ 米国における議論

全世界所得に課税するか、国外所得を免税にするかという国際租税政策については、米国においても近年議論が行われている。2008年6月には、両議院税制委員会(Joint Committee on taxation)が、米国の上院財政委員会(Senate Committee on Finance)において開かれた公聴会で、『対外直接投資に対する合衆国租税政策の選択肢の経済効率分析と構造分析』と題する報告書を提出している⁽⁴⁷⁾。ここでは、国外所得免除方式の導入または完全合算方式が提案された。

本報告書は、どのような租税制度が望ましいのかという観点からではなく、選択肢のメリット及びデメリットの客観的な分析を行うことを目的に検討が行われている。

本報告書によると、課税繰り延べについては、国内投資を犠牲にしてオフショア投資を促進することで課税ベースを侵食するという主張がある⁽⁴⁸⁾。これは、米国で事業活動を行う代わりに、外国で事業活動を行うことにより、米国での生産性が減り、課税ベースが侵食されるという

(47) Joint Committee on Taxation, Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment (JCX-55-08), June 25, 2008. <http://www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=1195>
増井良啓「米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む」租税研究708号203頁(2008年)が、この報告書を紹介している。

(48) 増井・前掲注(47) 213頁

ことである。これに対し、米国居住者の対外直接投資は米国国内投資の代替ではなく補完であるという主張もあり、実証研究は確定的な結論は見出していない⁽⁴⁹⁾。

本報告書で提案された国外所得免除方式は、外国子会社及び外国支店の能動的な所得を免税とするもので、その対象となる配当は海外子会社の10%以上を保有している場合となっている。また、サブパートFルールも維持される。このような米国で提案された国外所得免除方式は、経済効率性の観点からは、国外で稼得した所得の還流や親会社を国外に設置するという企業の居住地決定の歪みを改善することにはなるが、生産活動・サービス活動を国外に移転する、無形資産の開発拠点をオフショアに移転する、産業により負債資本比率が異なるため異なる産業に対して異なる影響を与える、ポートフォリオ投資と直接投資を異なって取り扱うなど、諸決定に関してはさらなる分析が必要であると指摘されている⁽⁵⁰⁾。

2期目の満了が近いブッシュ政権の下では、現実的に立法に向けて動くことはなかったが、後述のとおり、2008年11月に誕生したオバマ政権において、これらの方針ではないものの、多国籍企業の海外所得に対する課税強化策が提案されることとなった。米国における議論がどのような方向に向かうのか、今後も注視していく必要がある。

ハ 国外所得免除方式の下での企業行動⁽⁵¹⁾

国外所得免除方式の下では、国外で稼得した所得は、国外で課税が終了することから、資金運用や事業活動による所得の稼得は国外で行い、それを配当として必要な分だけ国内に還流するという誘因が働くこと

(49) 増井・前掲注(47) 213頁

(50) Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment June 25, 2008 JCX-55-08 26~29頁

(51) 外国子会社配当益金不算入制度の導入による影響を考察したものとして、伴忠彦「海外子会社配当非課税制度について企業が考慮すべきこと」本庄資編著『国際課税の理論と実務 73 の重要課題』大蔵財務協会(2011) 883 頁、松田直樹著「外国子会社配当益金不算入制度創設の含意」税大論叢(63号) 1頁が挙げられる。

になる。そして、事業活動と比較して、資金運用を国外で行うことの方が、その誘因が強く働くと考えられる。つまり可動的な所得が国外に流出する誘因が強いといえる。また、生産活動・サービス活動や無形資産の開発などの事業が、形式上は国外に移転しているが移転の実体はないような形態をとる誘因も働くと考えられる。

第3節 現行の国際租税制度における外国子会社合算税制

1 英国の国際租税制度におけるCFC税制

(1) 国際租税制度

最近の英国における一連の国際租税制度の抜本改革の取組みは、2007年度予算案⁽⁵²⁾に遡る。1997年以降、英国では、かつてないほどの経済の安定期を享受するとともに、法人税率の引下げなども行ってきたが、経済のグローバル化の進展や企業の事業活動の変化などを背景に、企業の国際競争力の維持向上を図るために法人税の抜本改革の必要性が認識されるようになった⁽⁵³⁾。そして、2007年度予算案において法人税改革のパッケージが提示され、その一部として、外国子会社配当免税制度の導入、CFC税制のインカムアプローチへの変更、利子控除の制限も提案された⁽⁵⁴⁾。これらの提案のアウトラインについては、続く2007年6月の討議文書⁽⁵⁵⁾において示された。なお、これら外国子会社からの配当、CFC及び利子に関する課税の在り方については、2006年に産業界と非公式で検討が行われていた⁽⁵⁶⁾。

(52) HM Treasury 「Budget 2007 Building Britain's long-term future: prosperity and fairness for families (Economic and Fiscal Strategy Report and the Financial Statement and Budget Report March 2007)」
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407010852/http://www.hm-treasury.gov.uk/bud_budget07_repinindex.htm

(53) HM Treasury・前掲注(52) 47~48頁

(54) HM Treasury・前掲注(52) 53頁

(55) HM Treasury・Taxation of companies' foreign profits: discussion document

(56) HM Treasury・前掲注(55) 8頁

そして、これらについては、2008年予算前報告において、2009年財政法案で、外国子会社配当免税制度を導入し、それに伴う租税回避リスクへの対応策として、利子控除に関するワールドワイド・デット・キャップ(WWDC: Worldwide Debt Cap)制度の導入及びローン・リレーションシップ(企業の利子所得及びその元本等に関する課税制度についての呼称)に対する租税回避防止規定である「容認できない目的ルール(unallowable purpose rules)」の機能の拡張を行うことを言及するとともに、CFC税制の改正を引き続き検討することが、言及された⁽⁵⁷⁾。そして、外国子会社配当免税制度及びWWDCは、2009年予算案を経て、2009年財政法により、導入された。

このように、英国においては、外国子会社配当免除制度の導入に併せて、それに伴う租税回避リスクへの対応策としての利子控除やCFC税制についても、結果としてCFC税制については一緒に改正が行われなかつたものの、パッケージとして検討が行われていたのである。なお、CFC税制の改正については、第3章において確認する。

(2) 英国のCFC税制⁽⁵⁸⁾

英国では、管理支配地主義の考え方が採用されており、事業の中心的な管理及び支配が英国内で行われている法人は内国法人とされている。したがって外国子会社を利用した租税回避については、外国子会社合算税制が導入されるまでは、管理支配基準により対処されていた。しかし、管理支配基準では対応しきれること、課税対象となる基準が明確でないことを理由に、外国子会社合算税制導入の検討が始まられ、軽課税国に所在する外国子会社を利用して所得を移転する租税回避に対処するため、外国子会社合算税制が1984年に導入された。なお、本制度の検討においては、英国の租税を回避するものとして、特に次の5つのケースが指摘されていた。

- ① Money-box会社：投資信託を行う会社として資金運用を行う
- ② Dividend trap会社：持株会社

(57) HM Treasury・Pre-Budget Report 2008 72頁

(58) CCH Editions Limited「British Tax Reporter」(1991) 176-000

- ③ 海外キャプティブ保険会社: グループ会社のリスクを補償する会社(当該会社への支払保険料は損金となり当該会社の保険料収入は課税対象外)
- ④ 販売会社及び役務提供会社 (sales distribute on or service companies) : 殆ど事業に関連しないにもかかわらず英国法人の販売・役務提供収入が帰属する会社
- ⑤ Patent holding 会社 : 英国法人が設立した特許権を保有する会社

(3) 現行の国外所得免除制度の概要⁽⁵⁹⁾

英国居住法人が支配している企業から受け取る配当は、基本的に免税となる。また、ポートフォリオ投資からの配当である場合等も免税となる。対象となるのは、大規模法人及び中規模法人である。ただし、金融機関がトレーディング業務に付随して受け取る配当は、対象から除かれる。

(4) 英国におけるグループ会社間金融取引⁽⁶⁰⁾

第三者からの借入金に係る資金調達コストは、原則として、費用として控除できるが、グループ会社による保証や一定のアレンジメントがないことが要件となっている。つまり、保証等により、当該企業が単体で借り入れができる額以上を調達する場合は、当該借入に係る資金調達のコストの一部を控除できない。グループ会社間金融取引についても、費用として控除できるが、容認できない「容認できない目的ルール(unallowable purpose rules)」等の裁定取引に関する規定が設けられている。なお、容認できない目的ルールは、借入に対するコストは、事業上の相当な理由に基づく必要があり、税務上のメリットを享受することを目的としていない限り、当該控除が否認される規定である。

また、英国の過小資本税制は、グループ会社間の債務及びグループ会社による保証付き外部債務に適用されるものであり、独立企業原則に基づき、債務超過に係る支払利子は費用として控除することができない。

(59) HM Treasury 「Budget Report2009】

(60) HM Treasury・前掲注(57)

(5) 現行のWWDCの概要⁽⁶¹⁾。

本制度は、グループ会社間の借入に対する支払利子等の金融費用に関する費用処理について、さらなる制限を設けるものであり、その大枠は、企業グループの在英メンバーの超過債務に係る費用の控除を制限するものである。本制度では、在英メンバー（75%子会社）のネットの金融費用の合計と、全世界ベースの当該企業グループのグロスの金融費用を比較し、前者が超過する場合は、当該超過分は費用化できない。

関連者間では、出資と貸付との選択が可能であるが、出資より貸付の方が税負担は軽減するため、そこには租税裁定が働く。したがって、貸付が行われてもその利子費用については、出資と同様に扱われる。

2 米国の国際租税制度におけるサブパートF ルール⁽⁶²⁾

(1) 同族持株会社(Personal Holding Companies)

1934年、租税回避又は繰延べの防止のために、同族持株会社が、導入された。本制度が対処しようとしたのは、租税回避スキームのひとつとして、個人が法人を設立し、それを利用して租税を回避する行為であった。同族持株会社所得は、①配当、利子及び使用料、②賃貸料、③鉱業・石油・ガス使用料、④著作権使用料(コンピューター・ソフトウェア使用料を除く)、⑤フィルム賃貸料、⑥法人資産の使用の対価、⑦人的役務提供の対価、⑧遺産財団または信託の受益者として受け取る所得、の8種類により構成される⁽⁶³⁾。

(2) 外国同族持株会社(Foreign Personal Holding Companies)

外国同族持株会社は、1937年に導入された。外国同族持株会社を利用した次のような租税回避に対応するためのものであった。①米国における所

(61) HM Treasury・前掲注(59)、ジェトロ「2009年英国税制改正草案による日系多国籍企業への影響—英国の国外所得に対する課税制度の改正—」(2009年3月)

(62) Office of Tax Policy Department of the Treasury 「The deferral of income earned through U.S. controlled foreign corporations」(2000.12)

(63) 本庄資『アメリカ法人税法講義』税務経理協会(2006) 464頁

得課税を回避するために外国同族持株会社にその所得を割り当てる、②資産から生じる所得が外国同族持株会社に支払われる結果株主の個人所得税を減少させるために、その資産を外国同族持株会社に移転する、③株主が外国同族持株会社の資本金や年収を借り入れるとともにその借り入れに対する利子を支払うことで、利子控除を享受する、④株主が米国において取引の交渉を行い海外で外国同族持株会社の名においてその取引を完了する、⑤有価証券の実現した損失を相殺し売却した有価証券の原価を強化(stepup)するために、外国同族持株会社に個人保有有価証券を売却し所得を発生させる、⑥外国同族持株会社にロイヤルティを割り当てて租税を回避する⁽⁶⁴⁾。

これら外国同族持株会社の利用に焦点を当てた制度により、歳入を確保し、現在存在する最も目立つ抜け道(loophole)のひとつを更に利用されることを防ぐ必要があるとの認識がなされた⁽⁶⁵⁾。そして、法人に対して直接課税する同族持株会社と基本的に同じ仕組みの制度を制定することが望まれ、株主の所得となることとなる外国同族持株会社の未処分所得に課税する方法が提案された。この外国同族持株会社は、基本的に同族持株会社と同じしくみであるが、外国法人であるため課税権が及ばず、その未処分所得を直接課税することは不可能であるため、米国居住者である株主に対して、実際に分配されたかのようにみなして課税を行う方法が提案されたのである⁽⁶⁶⁾。

なお、このような課税方法は、法人の所得に対する従来の課税方法から乖離するものであるが、歳入を守り明白な抜け道を防ぐにはこのような方法が必要であり、またこの制度は少数の居住者により支配されている法人のみが対象で同族持株会社も未処分所得に対して課税が行われており真に事業活動を行っている外国子会社は対象外になることから正当化できると

(64) Office of Tax Policy Department of the Treasury・前掲注(62) 109 頁

(65) Office of Tax Policy Department of the Treasury・前掲注(62) 109 頁

(66) 渕圭吾「外国子会社合算税制の意義と機能」*フィナンシャル・レビュー*9号(2009)77頁

の認識の下、外国同族持株会社が制定された⁽⁶⁷⁾。つまり、歳入の確保及び租税回避に対応する必要があるが、外国子会社には管轄権が及ばないことから、外国子会社に対して未処分所得を課税するのではなく、その株主に對し配当されたとみなして課税するという方法が採られたのである。

外国同族持株会社の制度は、概して、租税回避に適切に対応していると認識されていたが、将来生じる外国法人を利用したスキームに十分対応できなくなるだろうとも考えられていた⁽⁶⁸⁾。

(3) 外国投資会社(Foreign Investment Companies)

1962 年に設立された外国投資会社制度は、サブパート F ルールと併せて制定された。これは、外国投資会社における小規模の投資家により享受される課税繰延べに対応するために制定された。

(4) サブパート F ルール(Subpart F)

サブパート F は、1962 年に導入されたが、この制度が問題としたのは、タックス・ハイブンにおける課税の繰延べであり、発展途上国における課税繰延べではない。その理由は、税制上のメリットを目的としたものを対象とするが、正常な事業活動を行う法人により稼得されたものを対象としないためである。そして、タックス・ハイブンにおける課税の繰延べを引き起こす取引のタイプとして、外国の租税制度の多様性を利用した関連者間の技巧的な取極め(artificial arrangements)や自国及び外国の両方で租税債務を減少させる国際的取極め(international arrangements)が指摘されていた。また、タックス・ハイブンにおける課税の繰延べは、所得がタックス・ハイブンと認められる国の法人により稼得されたかどうかにより特定されるのではなく、所得の稼得される方法により特定される。つまり、事業、ライセンス、保険等の活動の形態を特定している。ターゲットとする所得は、①CFC 設立国の国外が源泉となるもの、②関連者間取引に

(67) 渕・前掲注(66) 77 頁

(68) Office of Tax Policy Department of the Treasury・前掲注(62) 110 頁

よるもの、から稼得されるものとされた⁽⁶⁹⁾。

サブパートFルールの中心は、外国基地会社所得(Foreign base company income)である。この所得は、一般的に、ポートフォリオ投資から生じる所得やその他受動的投資所得が含まれる。このような所得は、米国の国際競争力を阻害しないと認識されていた。つまり、サブパートFルールは、米国の企業の国際競争力を維持するために、上記のような所得に限定して課税繰延べを防止する制度が制定された。

3 我が国の国際租税制度における外国子会社合算税制

(1) 全世界所得課税及び国外所得免除方式

各国の国際租税制度をみると、純粋な全世界所得課税を採る国も純粋な属地主義を採る国もなく、各国とも折衷的な制度を探っているといえる。

属地主義に近いといえる国においても、外国子会社合算税制が規定されている。例えば、英国においては、2009年度に海外子会社からの受取配当等を非課税とした後、さらに属地主義への移行を目指し、支店課税等も含めた国際課税制度の抜本改革を検討中であるが、この議論の中で、外国子会社合算税制については、英国の課税ベースの侵食を防ぐ目的のものと位置づけられている。つまり、英国における外国子会社合算税制は、属地主義という考え方の下、外国子会社を利用して国内源泉所得を技巧的に国外に移転することにより英国内の課税ベースが侵食されるのを防止することを目的に、外国子会社の所得を英国内国法人の所得に合算する制度であり、属地主義に基づく制度では守りきれない英国内課税ベースを守るために、いわば属地主義に基づく制度を補完するものとして位置づけられていると考えられる。

純粋な全世界所得課税は、居住者や内国法人が直接獲得する所得だけでなく、外国子会社を通じて間接的に獲得する所得についても課税対象とす

(69) Office of Tax Policy Department of the Treasury・前掲注(62) 126 頁

る概念である。したがって、この制度の下では、外国子会社合算税制を設ける必要はないこととなる。しかし、純粹な全世界所得課税を採用する国はなく、一般に全世界所得課税を採用するといわれる米国においても、直接に獲得される所得やパス・スルー事業体を通じて獲得される所得は発生時に課税されるものの、外国子会社を通じて間接的に獲得する能動的所得については、配当として分配されるまでは原則として課税されない。これは課税の繰延べであるが、米国では、外国子会社を通じて間接的に獲得する所得のうち受動的所得については、サブパートFの繰延べ防止ルールにより、分配の有無にかかわらず発生時に課税されるが、能動所得については課税が繰延べされる。つまり、米国においても、外国子会社の所得については、サブパートFの繰延べ防止ルールにより受動的所得にしか課税権を行使しないという考え方が採られていると考えられる。

このように、各国の制度は折衷的であり、それらの違いは、制度全体として、全世界所得課税と属地主義のどちらにより近い立場を採っているといえるのかということになる。

我が国においても、もとより全世界所得課税といつても純粹なものではなかったことに加え、平成21年度改正により、外国子会社からの配当に限り、外国子会社受取配当益金不算入制度、つまり国外所得免除制度が採用された。この制度は全世界所得課税という我が国の国際課税の制度理論に修正を加え、属地主義により近づいたことになる。ただし、税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」にあるとおり、strong Fences policyとopen doors policyとの間の適切なバランスが必要であり⁽⁷⁰⁾、今後全面的に属地主義に移行することはないと考えられる。なお、このバランスは微妙であり、法人税率引下げと課税ベース拡大に関する議論と併せて国際課税の在り方を論じるべきである。

(70) 税制調査会専門家委員会「国際課税に関する論点整理」(平成22年11月9日) 9
頁

(2) 国際租税制度における外国子会社合算税制⁽⁷¹⁾

このように、全世界所得課税と属地主義のどちらに近い立場を採っても、外国子会社合算税制は、課税ベースの侵食を防止するものとして必要不可欠な制度であることがわかる。前述のとおり、我が国の外国子会社合算税制も租税回避防止が目的であるが、本制度が対象とする範囲については検討する必要がある。

我が国では、居住者及び内国法人の所得については、その源泉がどこにあるかを問わず、外国子会社からの受取配当を除いたすべての所得が課税の対象とされ、非居住者及び外国法人は、国内源泉所得にのみ課税される。つまり、内国法人の所得の源泉が、我が国にある場合我が国の課税ベースとなり、外国にある場合も外国子会社からの受取配当を除き我が国の課税ベースとなる。一方、非居住者及び外国法人の所得の源泉が、我が国にある場合は我が国の課税ベースとなるが、外国にある場合は基本的に我が国の課税ベースとならない。これが基本的な形であるが、我が国の課税ベースとならない部分が存在するため、我が国の課税ベースの侵食という形で所得をその部分に移転する誘因がある⁽⁷²⁾。したがって、この課税ベースの侵食を防ぐ必要があるため、非居住者及び外国法人の所得の源泉が外国にある場合にあっても経済合理性があると認められない取引や所得の付け替えに利用されやすいものについては、外国子会社合算税制により、我が国の課税ベースに取り込む必要が生じることとなる。他方、このような目的のため、真正な経済活動については、課税の対象とすべきではないこととなる。

(71) 外国子会社配当益金不算入制度の下での平成22年度改正後の外国子会社合算税制について考察したものとして、伴忠彦「タックス・ヘイブン対策税制の理論と執行上の問題点」775頁本庄資編著『国際課税の理論と実務 73の重要課題』大蔵財務協会(2011)

(72) 浅妻章如「課税ベース侵食の客観的把握への試論」ジュリスト(2009.11.1) 96頁、浅妻章如「タックスヘイブン対策税制(CFC税制)ー判例の解釈と今後の政策論」租税研究(2010・6) 244頁

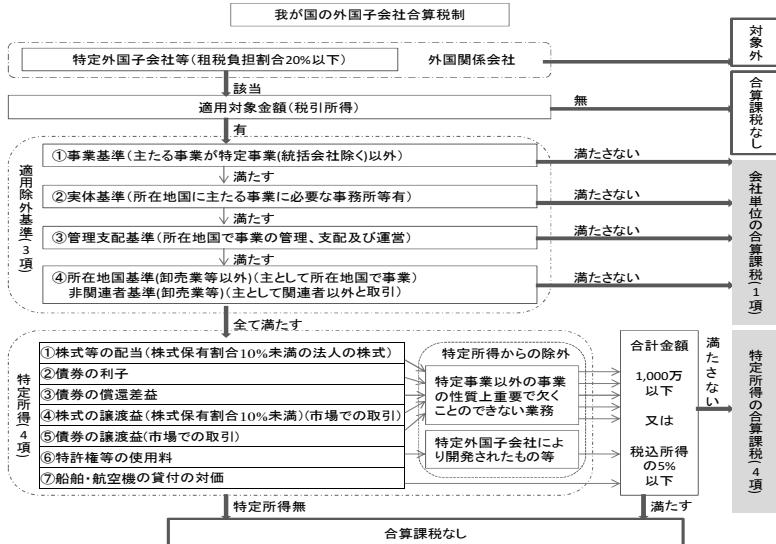
第2章 現行制度の対象とする資産性所得

第1節 制度の概要

平成22年度に改正された措置法66条の6に規定される外国子会社合算税制は、外国法人（内国法人以外の法人）のうち居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者によって支配（発行済株式等の50%超を保有）されている外国子会社を「外国関係会社」と定義し、その外国関係会社のうち税負担の著しく低い（20%以下）国等に所在するものを「特定外国子会社等」として、本制度の対象としている。なお、この負担水準を定めたものがいわゆる「トリガー税率」⁽⁷³⁾で、特定外国子会社等の判定の基準となるため重要なものである。本制度は、特定外国子会社等を対象に合算課税を行うものであるが、特定外国子会社等が一定の要件（適用除外基準）に該当する場合は、利子・配当等の一定の資産運用的な所得（特定所得）を有するときを除き、適用除外となる。本制度の全体的な構造については、次の図のとおりであるが、本章では、本制度により合算課税の対象となる資産運用的な所得の側面から、本制度を確認する。

(73) 国税庁・前掲注(44) 489頁

【我が国の外国子会社合算税制の概要】



1 会社単位の合算課税

本制度は、内国法人等が租税負担割合の著しく低い外国子会社の発行済株式又は出資の50%超を直接及び間接に保有しており、その外国子会社（特定外国子会社等）が適用対象金額（いわゆる税引所得）を有する場合、その特定外国子会社等の適用対象金額のうち、10%以上の株式又は出資を直接又は間接に保有する内国法人のその持分に対応する部分を、その内国法人の所得に合算して課税するものである。なお、本制度は、我が国企業の正常な海外投資活動を阻害しないよう、一定の要件（適用除外基準）を満たす場合は、株式や債券の運用による所得等の一定の資産運用的な所得（特定所得）を有する場合を除き、その特定外国子会社等の適用対象金額は適用除外となる。つまり、この適用除外基準を満たさない場合は、その特定外国子会社等の適用対象金額が会社単位で合算されることとなる。

したがって、資産運用的な所得（資産性所得）については、適用除外基準を満たさない特定外国子会社等の資産性所得については、本制度が特定所得として合算課税の対象とするものだけでなく、全てが合算対象となることになる。そこで、まず、資産性所得の側面から、会社単位での合算課税の要否の判断基準となる適用除外基準について確認することとする。

本制度には、特定外国子会社等がその地に所在することに十分な経済合理性があれば、課税対象とはしないという考えが根幹にあり、この「十分な経済合理性」を主たる事業の業種に即して具体化したものが適用除外の規定であるが、これは、本制度の導入当時、業態によってあり得る租税回避のパターンが異なると考えられる以上、業種別のアプローチをとることが適當と考えられたためである⁽⁷⁴⁾。業種については、①株式等の保有、工業所有権等の提供、船舶等の賃貸、②製造業、小売業、サービス業等、③卸売業、銀行業、水運業等の7業種、の3つに大別されている。

（1）事業基準

措置法66条の6第3項は、特定外国子会社等が一定の要件を満たすと、第1項が適用されず合算課税が行われないという規定であるが、主たる事業が特定事業である特定外国子会社等は、そもそも第3項に規定される適用除外の対象とはならないこととなっている。つまり、仮に特定外国子会社等に実体等があったとしても、そもそもその主たる事業が特定事業であれば、合算課税されることとなる。この特定事業とは、①株式（出資を含む。）又は債券の保有、②工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供、③船舶又は航空機の貸付け、をさす。これらの事業を適用除外の対象外とするのは、我が国からでも十分に営むことができるものであり、その地に本店を置くことに積極的な経済合理性を認め難いと考え

(74) 高橋・前掲注(19) 95頁

られているからである⁽⁷⁵⁾。そして、後記2のとおり、この考えは、本制度が特定所得を合算課税の対象とする考え方を通じていると考えられる。

なお、株式等の保有業は、特定事業に含まれることから、一般に持株会社は株式等の保有業として適用除外の対象外とされているが、最近のグローバルに展開する我が国企業の経営形態をみると、地域ごとに地域を統括する子会社を設けており、このような一定の要件の下で統括業務を行う統括会社は、我が国企業の経営にとって必須のものでありその地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があると考えられることから、平成22年度改正により適用除外の対象とされた⁽⁷⁶⁾。

(2) 実体基準及び管理支配基準

措置法66条の6の第3項の規定する適用除外は、前記(1)の事業基準を満たす特定外国子会社等が、①実体基準、②管理支配基準、③所在地国基準又は非関連者基準、の全てを満たすことを要件としている。この実体基準及び管理支配基準は、特定外国子会社の独立企業としての物的・機能的な必要条件として設けられている。つまり、特定外国子会社等が、その地において実体を備えており、実際に従業員がその地で事業に従事し、独立企業として事業活動を行っていることが、その地において事業を行うことにおける程度の経済合理性を認めるのに必要であるとしている。

実体基準は、特定外国子会社等が、その主たる事業を行うのに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を、その本店所在地国に有していることを要件としている。また、管理支配基準は、特定外国子会社等が、その地において、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っていることを要件としており、当然ながら、必要と認められる常勤役員や従業員の存在を前提に判断される⁽⁷⁷⁾。

(3) 所在地国基準又は非関連者基準

(75) 国税庁・前掲注(18) 164頁

(76) 武田・前掲注(31) 5045頁

(77) 武田・前掲注(31) 5045の3頁

措置法 66 条の 6 第 3 項の適用除外要件の主柱をなすのが、所在地国基準又は非関連者基準となっている⁽⁷⁸⁾。特定外国子会社等は、その主たる事業の種類に応じて、これら 2 つのうちいずれかの基準により判断されることとなる。

所在地国基準は、特定外国子会社等の主たる事業を主としてその地で行っていることを要件とするものである。これは、特定外国子会社等が、その地において資本投下を行い、その地の経済と密接に関連して事業活動を行っている場合は、その地にいる経済合理性を推認し得るという、適用除外の基本的理念によるものである⁽⁷⁹⁾。この基準により判断される特定外国子会社等は、非関連者基準により判断される事業以外の事業となっている。例えば、製造業であれば、製造行為を主として、つまり製造行為の過半をその地で行っていることが要件となる。

特定外国子会社等がその地で事業活動を行っていることが適用除外の基本的理念であるが、卸売業、銀行業、信託業、金融商品取引業、保険業、水運業又は航空運送業といった業種は、その事業の性格上地場経済と密着しているものというより、その事業活動が国際的になるものであり、むしろ、特定外国子会社等が、そのような国際的な事業活動において関連者との取引に頼っている場合は、独立した企業として認知し難く、その地にいる経済的合理性は希薄であると考えられる。したがって、関連者以外の者との取引の多寡により、その地で事業を行う経済合理性を判断する非関連者基準が設けられている。

2 特定所得の合算課税

前記 1 の適用除外基準を満たす特定外国子会社等の適用対象金額は、会社単位で合算課税の対象となるが、特定外国子会社等が適用除外基準を満たさない場合であっても、措置法 66 条の 6 第 4 項の規定により、特定所得が合算

(78) 武田・前掲注(31) 5045 の 3 頁

(79) 武田・前掲注(31) 5047 の 2 頁

課税の対象となる。この特定所得は、特定事業として規定されている事業に係る一定の所得が対象となっている。特定事業は、その事業の性格上、我が国において十分行い得るものであり、その地において行うことにつき積極的な経済合理性を見出し難く、むしろ、特定外国子会社等への所得の付替えに利用しやすいものと考えられることから、特定外国子会社等の主たる事業が特定事業の場合は、会社単位で合算課税の対象とされていたが、このことからすれば、このような事業に関係する所得は合算課税の対象とすることが適當であると考えられるため規定された。つまり、主たる事業が特定事業でないなどの結果適用除外基準を満たす特定外国子会社等に、特定事業から生じる所得を付け替えれば、本制度の適用により課税されることを回避することができることから、適用除外基準を満たす特定外国子会社等についても、このような所得を対象に合算課税を行うこととされているのである。なお、特定所得の対象は、特定事業に関係する所得のうち一定のものに限られているが、これは、企業側の事務負担とのバランスを考慮したものと考えられる。

また、特定所得の算定にあたっては、7種に区分された所得を、種類毎にそれぞれ算出することとなっており、各所得の算出においては、原則その所得を稼得するために直接要した費用を控除することとされている。この控除対象額の概要は、下図のとおりとなっている。

	特定所得の種類	控除対象額
①	株式等の配当(株式保有割合 10%未満)	直接要した費用又は負債利子を資産按分
②	債券の利子	直接要した費用又は負債利子を資産按分
③	債券の償還差益	直接要した費用又は負債利子を資産按分
④	株式の譲渡益(株式保有割合 10%未満)(市場での取引)	取得価額及び直接要した費用
⑤	債券の譲渡益(市場での取引)	取得価額及び直接要した費用

⑥	特許権等の使用料	直接要した費用
⑦	船舶・航空機の貸付の対価	直接要した費用

なお、特定外国子会社等が適用対象金額（いわゆる税引所得）を有していない場合は、たとえ特定所得を有していたとしても、そもそも措置法 66 条の 6 は適用されないこととなっている。適用除外基準の適用により適用除外となつた特定外国子会社等が資産性所得を有する場合に、その資産性所得が合算課税の対象となるという本制度の構造を踏まえると、本制度は基本的にエンティティアプローチを採用しており、それを前提とすれば、本制度の適用は特定外国子会社等が会社単位で合算されるべき所得を有していることが必要となる。このような考え方から、いわゆる税引所得を有しない特定外国子会社等には、合算課税されるべき金額がなく、仮に資産性所得を有していたとしても、その部分に対して合算課税するということはしないとされているのである⁽⁸⁰⁾。さらに、このような考え方から、特定所得については、課税対象金額を上限とし、これを超えて合算課税されないこととなる（措置法 66 条の 6 第 4 項）。

他方で、各所得は、プラスの概念で整理され、所得があるものだけを合算することから、他の所得との調整や通算は行えない。なお、特定外国子会社等の特定所得の合計に係る収入額が 1,000 万円以下である場合や所得のうち特定所得の合計の占める割合が 5 % 以下である場合は、措置法 66 条の 6 第 4 項は適用されず、特定所得は合算課税されないこととなる（措置法 66 条の 6 第 5 項）。これは、所得の把握や所得の算定に関する企業の事務負担を考慮して、少額不追及の考え方によるものである⁽⁸¹⁾。

特定所得の詳細については、第 2 節ないし第 4 節で確認する。

(80) 武田・前掲注(31) 5052 頁

(81) 武田・前掲注(31) 5053 頁

第2節 株式及び債券に係る特定所得

1 株式に係る特定所得

特定法人の「株式等」については、租税特別措置法 66 条の 6 第 1 項に、「株式又は出資をいう。以下第 4 項までにおいて同じ。」と規定されており、株式だけでなく出資も対象とされている。例えば、出資や基金の拠出に基づいて収益や財産の分配を受ける権利を取得するという点で株式と類似する投資対象として、出資証券等も挙げられる。

他方、同条第 4 項第 4 号においては、特定法人の株式等の譲渡の範囲として、「金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。）の開設する市場においてする譲渡その他政令で定めるものに限る。」としており、また政令第 39 条の 17 の 2 第 6 項においては、政令で定める譲渡として、「金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（これに類する業者で国外において当該金融商品取引業者が行う業務と同種類の業務を行うものを含む。）への売委託により行う譲渡」と規定していることから、「株式等」の対象は、グループ内の相対の株式等の移転等については対象としておらず、市場において売買される株式等に限定されていることとなる。また、保有割合 10% 未満の株式等が対象となっていることから、ポートフォリオ投資⁽⁸²⁾に焦点を絞っていることがわかる。

2 債券に係る特定所得

（1）債券の一般的概念

債券は、一般的には、国、地方公共団体、会社等が多くの投資家から均一条件で大量の資金を借り入れるために、元本の返済や利子の支払いなど

(82) 外為法や IMF 国際收支マニュアルにおいては、会社の議決権付株式の 10% 以上の保有を基準にして直接投資に当たるかを定義しており、10% 未満はポートフォリオ投資と考えられる。

の条件を明確にして発行する一種の債務証書で、その発行者に対する債権を表示した有価証券である⁽⁸³⁾。購入者は、利子を定期的に受け取ることができ、期日まで保有すれば額面金額の償還が保証されている。また、債券は償還を待たずに市場で売買できるため、投資の対象とされている。

(2) 金融商品取引法における債券

このように、債券は有価証券に含まれるが、有価証券とは、権利の移転・行使が証券でなされることを要するものであり、手形、小切手、株券、債券、貨物引換証、船荷証券、倉庫証券、商品券などをさす。

金融商品取引法第2条第1項及び第2項は、同法における「有価証券」を定義している。同法の規制対象となる商品・取引の基本的な考え方は、可能な限り幅広い商品・取引を対象としつつ、①金銭の出資、金銭等の償還の可能性をもち、②資産や指標などに関連して、③より高いリターン（経済的効用）を期待してリスクをとるものである⁽⁸⁴⁾。したがって、債券については、投資性のある商品・取引としての性格を有する①～③の基準を満たす有価証券のうち、国、地方公共団体、政府機関、株式会社などが多数の投資家から均一条件で大量の資金を借り入れる場合に発行するものと考えられる。

(3) 法人税法における債券

債券については、税法において明確な定義はないが、有価証券については、法人税法第2条第21号に規定されており、「金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるもの（自己が有する自己の株式又は出資及び第61条の5第1項（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）に規定するデリ

(83) 金子宏編集代表『法律学小辞典[第4版]』有斐閣(2004) 421頁、日本証券経済研究所編『体系 証券辞典』東洋経済新報社(1971) 2頁、12～13頁、124頁、625頁、我妻栄編集代表『新版 新法律辞典』有斐閣(1971) 444頁、吉国一郎ほか編者『法令用語辞典(第9次改訂版)』学陽書房(2009) 304頁

(84) 神田秀樹監修『Q&A 金融商品取引法の解説【政令・内閣府令対応版】』金融財政事情研究会(2007) 22頁～26頁

バティブ取引に係るものを除く。) をいう」と規定されている。

そして、政令第11条においては、有価証券に準ずるものとの範囲として、「①金融商品取引法第2条第1項第1号から第15号まで(定義)に掲げる有価証券及び同項第17号に掲げる有価証券(同項第16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)に表示されるべき権利(これらの有価証券が発行されていないものに限る。)、②銀行法第10条第2項第5号(業務の範囲)に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち財務省令で定めるもの、③合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分、④株主又は投資主となる権利、優先出資者となる権利、特定社員又は優先出資社員となる権利その他法人の出資者となる権利」と規定されている。つまり、証券が発行される金融商品取引法上の有価証券のほか、証券が発行されていないものであっても、これに準ずるものは有価証券として取り扱われる⁽⁸⁵⁾。

(4) 租税特別措置法66条の6における債券

グラクソ事件(平成19年東京高裁)においては、租税特別措置法66条の6第3項の「債券」の意義とコマーシャルペーパーについて、「同項の立法趣旨に照らし、株式や、債券に含まれることにつき争いのない国債をはじめとする公債、社債等の保有が我が国において十分行える事業であるとされた理由を考えてみると、これらはいずれも投資対象たる証券としての経済的意義を有しており、その取引のための市場も成立しているため、例えば、特定の事業を行うための貸付け等とは異なり、個別的な事業の内容や採算性等を検討する必要はなく、市場に出回っている各種情報に基づいて投資判断を行うことができるところから、あえて外国子会社を設立しなくとも、我が国において十分に事業を行うことが可能であると考えられたことがその理由であると考えられる。この観点からすると、コマーシャルペーパーも投資対象たる証券としての経済的意義を有していることでは上記

(85) 犬田悟嗣編著『法人税基本通達逐条解説』税務研究会出版局 230頁

の株式等と同様である上、その取引のための市場も成立しているのであるから、その保有が我が国において十分行える事業であるかどうかという観点から考える限り、これを上記の株式と区別する理由はないものというべきである。」との判決が下されている。

グラクソ事件では、租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項に規定する債券について、同項の立法趣旨に照らして検討されており、租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項及び 4 項に規定する債券の範囲についても、同様に立法趣旨により検討する必要があると考える。第 3 項及び第 4 項は、我が国において十分に事業を行うことが可能であると考えられる投資活動について、その地に所在することについて積極的な経済合理性を見出し難いものとして、所得の付け替えを防止する観点から、合算課税の対象としようとするものである。さらに、第 4 項第 5 号における債券の譲渡については、合算課税の対象としているのが、同項第 4 号と同様、市場における売買に限っているため、投資対象としての債券の譲渡に焦点が絞られており、例えばグループ間における社債の相対取引は対象とされていないことになる。したがって、3 項及び 4 項に規定する債券についても、投資対象としての経済的意義を有しているか、その保有が我が国において十分行える事業であるかどうかという観点から、その対象を判断することになると考える。

3 特定所得の対象外（事業の性質上重要で欠くことのできない業務）

措置法 66 条の 6 第 4 項は、株式等や債券に係る特定所得の対象から除外するものを、「事業（特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く」と規定している。株式等や債券に係る所得は、特定事業に関する所得であり、本制度の趣旨を踏まえると、基本的には合算対象とすることが適当である。しかし、銀行業等の機関投資家については、主たる事業が特定事業とはいえないため、措置法 66 条の 6 第 3 項の事業基準を満たすこととなるが、仮に、措置法 66 条の 6 第 4 項に特定所得の対象からの除外規定が設けられていなければ、その稼得した株式等や債券に係る所得が合

算対象となることになる。

一般に、銀行や証券取引業等の金融業を営む会社等の機関投資家は、貸付や証券取引等の事業の一環として資金運用を行っており、株式等や債券の取引は、その事業の一部を構成するもの、つまり必要不可欠な業務と整理することができる⁽⁸⁶⁾。本制度の趣旨を踏まえると、このような取引については、合算課税の対象外とすることが適当と考えられる。したがって、銀行等の機関投資家が本業を構成する資金運用の一環として行う投資に係る所得については、その機関投資家が行うことには十分な経済合理性があると認めることができることから、特定所得の対象から除外されている。

この特定所得の対象からの除外規定においては、具体的な業種等が規定されていない。株式等や債券に係る所得が、それを稼得した特定外国子会社等の事業においてどのような業務といえるのか、事業の実態やその所得の内容等を十分に考慮して、ケース・バイ・ケースで判定されることとなる⁽⁸⁷⁾。

貸金業を営む者やグループファイナンス会社は、業として金融業や保険業を営んでいる限り、その範囲内の必要な業務は、事業の性質上重要で欠くことのできない業務といえる。

第3節 特許権等に係る特定所得

1 特許権等の範囲

特許権等については、特許法で規定される特許権、実用新案権法で規定される実用新案権、意匠法で規定される意匠権、商標法で規定される商標権、著作権法で規定される著作権、出版権及び著作隣接権のことを指し、例えば、特許権の場合、特許権法 66 条第 1 項の規定により設定の登録によって発生した権利をいうと考えられる。したがって、登録がされていない研究開発の成果は対象外となると考えられる。なお、特許権を共有してもこれを登録して

(86) 武田・前掲注(31) 5051 の 3 頁

(87) 武田・前掲注(31) 5051 の 3 頁

いる場合は、対象となると考えられる。

租税特別措置法 66 条の 6 第 3 項の事業基準においては、その柱書に、事業基準を満たさないものとして「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものと含む。）の提供」が規定されている。これらの知的財産のうち、権利として登録されていないものを除いたものが、租税特別措置法 66 条の 6 第 4 項 6 号の特許権等に含まれることとなる。

2 特定所得の対象外

対象から除外される自ら行った研究開発の成果については、措置法施行令 39 条の 17 の 2 第 7 項 1 号に「当該特定外国子会社等が当該研究開発を主として行った場合」との規定が置かれている。この規定については、改正措置法通達 66 の 6-18 の 3 に「特定外国子会社等が他の者に研究開発の全部又は一部を委託などして行う研究開発であっても、当該特定外国子会社等が自ら当該研究開発に係る企画、立案、委託先への開発方針の指示、費用負担及びリスク負担を行うものはこれに該当する」とされていることから、この「主として行った」とは、費用だけでなく、企画、立案、開発方針の支持及びリスク負担等を総合的に勘案し、主体的に行うことをいうと考えられる。また、対価を支払って特許権等を取得し特定事業以外の事業の用に供しているものや、対価を支払って特許権等の使用を許諾され特定事業以外の事業の用に供しているもの、が特定所得の対象となる特許権等から除外される。つまり、単なる所得の移転ではなく、事業に供しているものが対象から除外されるのであるが、これは、本制度の資産性所得の合算課税の趣旨が所得の移転や特定外国子会社への所得の付替えに対処することであることに鑑み、積極的にそのような所得であるとは認められないものとして除外されていると考えられる。なお、特定外国子会社等が自ら行った研究開発や特許権等の取得や使用許諾及びその使用については、特許権等の内容や特定外国子会社等の事

業・業務の実態や特許権等に係る支払状況等を十分に考慮し、ケース・バイ・ケースで判断されることとなる。

第4節 船舶・航空機の貸付

船舶又は航空機の貸付けは、事業基準の特定事業としても規定されているものである。船舶又は航空機の貸付けについては、措置法通達 66 の 6-15 において、いわゆる裸用船（機）契約に基づく船舶又は航空機の貸付けを指し、定期用船（機）契約又は航海用船（機）契約に基づく船舶又は航空機の用船（機）は該当しないと解されている。例えば、水運業においては、定期用船契約等は、船主が船員の配乗、船用具品の配備等の責務を負っており、船舶の運航を行っていると考えるのが適当である⁽⁸⁸⁾。このようなことから、船舶又は航空機の運航を行っているものを対象とするのではなく、単なる貸付けと認められるようなものを対象とすることが適当であると考えられている⁽⁸⁹⁾。

(88) 高橋・前掲注(19) 131 頁

(89) 武田・前掲注(31) 5045 の 2 頁

第3章 英米におけるタックスヘイブン対策税制

第1節 英国におけるCFC税制

1 現行制度の概要

英国のCFC税制は、Income and Corporation Taxes Act 1988 (ICTA)⁽⁹⁰⁾のs747乃至s756及びschedule25により規定されている。ここでは、現行制度を確認する。

(1) CFC税制の対象

本制度は、英国居住者である個人又は法人が、租税負担割合が低い英國非居住法人を支配する場合に、CFCの利益について適用される (s747)。

英國居住者である個人又は法人による支配については、単独で又は2以上の者が、①株式や議決権の保有又は定款等により授与された権利、②分配の大半を受ける権利又はその分配参加権、③株式資本の大半を獲得する権利、又は④清算等において資産の大半を獲得する権利、を有することと定められている。なお、英國居住者による支配が50%以下であっても、英國居住者が外国子会社の株式等の40%超を直接又は間接に保有し、他の保有者における保有割合が40%以上55%未満である場合は、当該外国子会社はCFCとみなされる (40%テスト)。

租税負担割合の基準は、納付税額が英國居住法人と仮定して算出した所得に対する納付すべき英國税額の75% (1992年まで50%) 未満とされている。

法人の居住地の判定については、英國において設立された法人は英國居住者であるが(1988年3月14日以後効力発生)、たとえ国外で設立された法人であっても、事業の中心的な管理及び支配(central management and

(90) Income and Corporation Taxes Act 1988 (www.westlaw.comより。)及び山田彰ほか『完全詳解/タックスヘイブン対策税制・外国子会社配当益金不参入制度(第2版)』税務研究会出版局(2011) 261~275頁

control)が英国内で行われている場合は、英國居住者とみなされる。なお、國內で設立された法人であるが、事業の中心的な管理及び支配が国外でなされている場合は、双方の国で居住者とされる場合が生じるが、そのような場合は、租税条約の居住地の振分けルールにより他方の国の居住者となる場合に限り、税法上英國非居住法人とみなされることとなる(CTA2009 s18)。

本制度の納税義務者は、CFC の所得の 25%以上の割当を受ける英國居住者であり、25%の判定においては、関連者等も含めて判断される。

(2) 適用除外

適用除外規定は、s748 及び schedule25 に規定されており、次のイ乃至ホ（ホの配当基準については廃止され、2009 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度には適用されない。）の適用除外基準のいずれかを満たせば合算課税の対象とはならない。

イ 活動基準 (s748(1)(b) 及び Schedule25 Part2)

Schedule25 Part2 に規定する適用除外活動を行っている CFC は、CFC 税制の適用除外となる。CFC が、①実体基準を満たすとともに、②事業基準及び所得基準を満たすか又は③持株会社の特例を満たす場合、適用除外活動を行っているとして、CFC 税制の適用がないこととなる。

ロ 所得基準（デミニマス基準）(s748(1)(d))

適用対象所得が 5 万ポンド以下である場合は、CFC 税制の適用はない。

ハ 適用除外国基準 (s748(1)(e))

CFC が、適用除外国リストに掲載されている国・地域の居住法人であり、当該国・地域に対応する一定の要件を満たす場合は、CFC 税制は適用されない。

ニ 動機基準 (s748(3) 及び schedule25 Part4)

CFC が英國非居住法人であることが税務上の利益を享受するためではないと認められる場合は、CFC 税制の適用がない。この動機基準については、①結果的に所得に影響し税務上の利益を享受することとなる取引

につき税務上の利益の享受が僅かである又はそれが当該取引の主たる目的ではないこと、及び②英国から利益を移転することにより税務上の利益を享受することが CFC の存在の主たる目的ではないこと、が要件となっている。

動機基準の判断については、Schedule25 Part4 により規定されており、取引が所得に影響しないと仮定すると課税が生じる又は税額が軽減される場合は、当該取引は税務上の利益を享受することとなるとされている。また、税務上の利益の享受が当該取引の主たる目的であるとは、税務上の利益の享受が CFC や CFC の持分を有する者の主たる目的であれば該当するとされている。そして、CFC もその関係法人も存在しないと仮定すると、当該 CFC の所得に影響する受取の実質的な部分は英国居住者が受け取ることとなる又は英国居住者の課税が生じたり税額が軽減されたりすることとなると想定できる場合は、当該 CFC の存在により英国から利益を移転することで税務上の利益を享受することとなると解されることとなる。

ホ 配当基準 (schedule25 Part1)

s748(1)(a) により適用除外となる CFC の配当基準については、Schedule25 Part1 に規定されていた。これは、CFC が、適用対象所得の 90%以上をその事業年度末から 18 ヶ月以内に配当すれば、CFC 税制の適用はないというものであるが、この基準は、英国において 2009 年に外国子会社からの配当に係る免除制度が導入されたことから、2009 年 7 月 1 日以降に開始する事業年度から廃止されることとなっている。

ヘ 株式上場基準 (schedule25 Part3)

s748(1)(c) により適用除外となる CFC の株式上場基準については、Schedule25 Part 3 に規定されていたが、2007 年 Finance Act により廃止された。なお、株式上場基準は、CFC の議決権の 35%以上が上場されている場合は、CFC 税制の適用がないというものであった。

(3) 活動基準 (Schedule25 Part2)

Schedule25 Part2 の規定する活動基準は、①実体基準を満たすとともに、②事業基準及び所得基準を満たすか、又は③持株会社の特例を満たすこととされている。

イ 実体基準 (Para 6 (1))

実体基準は、CFC が、その居住地国において事業施設(business establishment)を有し、その地において実質的に管理されていることとされている (Para 6 (1))。但し、欧州経済地域の非居住法人である CFC に関しては、居住地国で当該 CFC の事業を行うのに十分な従業員がおり、当該 CFC の非居住者に対するサービスが実際に英国で提供されていないような場合でない限り、その地において実質的に管理されているとは認められない (Para8(1))。なお、従業員については、全て又は主として当該 CFC の事業に従事し、報酬は個人に支払われ、居住地国が当該 CFC と同じである者が、当該法人の従業員として扱われる。非居住者に対するサービスについては、CFC の恒久的施設 (PE) を通じて行われた事業の収益が英国で課税される場合、当該 PE を通じて提供されたサービスはこれに含まない。

CFC に関し、事業施設(business establishment)は、継続して占有され使用され、居住地国において事業が全て又は主として行われる事務所 (premises) を指し、この事務所には、事務所(office)、店舗、工場又はその他建物又は建物の一部や、鉱山、油井、ガス井、採掘場又はその他天然資源の採取場、建築現場や建設又は設置現場を含むが、建築現場や建設又は設置現場については、建設作業や建設プロジェクトが少なくとも 12 ヶ月継続するものでない限り事業所には該当しない (Para7)。

ロ 事業基準 (Para6(2)(a))

CFC の主たる事業が①投資事業や②英国又は関連者 (connected or associated persons) との間の配送のために物品を扱う事業（但し、CFC の居住地国に実際に配送される物品は除く (Para10)）（以下「物品仲介業」という。）以外の事業であることとされている。

この事業基準を満たさない投資事業については、①有価証券及び知的財産(intellectual property)の保有、②仲介業者の資格に基づかない(other than in the capacity of a broker)有価証券の取引、③様々な(any description)資産又は権利の貸付け、④CFCを支配する英國居住者又は非居住者及びその関連者等(connected or associated with)により直接又は間接に投資に利用できることとなる資金(funds)の様々な形態による(in any manner)投資が含まれる(Para9(1))。但し、金融サービス業である①銀行業(banking)、②受信業務(deposit-taking)、③貸金業(money-lending)、④債権買取業務(debt-factoring)、⑤それらの類似業務に該当する事業を主たる事業とするCFCについては、この限りではない(Para9(3))。

なお、知的財産(intellectual property)は、特に、①工業用、商業用又は科学的な情報、知識又は技術の全て、②特許権、商標権、登録意匠、著作権又は意匠権の全て、③知的財産に関連するライセンス(使用許諾)又はその他の権利の全て、④英國以外の国の国内法における前記②及び③に相当する権利の全て、を含むとされている(Para9(1A))。

また、仲介業者(broker)は、一般に大衆に対する有価証券の売買を申し込む者を含むとされている(Para 9(2))。

ハ 所得基準(Para 6(2)(b))

CFCの主たる事業が①卸売業、②運送業(distributive business)、③金融業、④サービス業である場合は、当該事業に係る総事業収入のうち、関連者等から直接又は間接に得る額が50%未満であることとされている。

卸売業、運送業、金融業、サービス業については、①小売以外のあらゆる種類のものの卸売、②船舶・航空事業(所謂、船舶や航空機の所有者により行われる事業)のほか、③銀行業、受信業務、貸金業、債権買取業務、それらの類似業務、④信託の管理、⑤仲介業者の資格に基づく(in the capacity of a broker)有価証券の取引、⑥商品先物取引又は

金融先物取引、⑦保険契約⁽⁹¹⁾の実施、⑧その他サービスの提供が含まれる（Para11(1)）。

なお、CFC が、上記③の銀行業、受信業務、貸金業、債権買取業務、それらの類似業務、に従事する場合、CFC の関連者等である英國居住法人から受け取る支払利子は、関連者等から直接又は間接に受け取るものには該当しない（Para11(3)）。

ここでの関連者等とは、①関連者のほか、②25%の持分（interest）を有する者、③40%テストを満たす者、④①乃至③以外の英國居住法人、⑤①乃至③以外の恒久的施設を有する非居住法人、⑥①乃至③以外の英國に習慣的に所在する個人をいう（Para6(2A)）。なお、④乃至⑥については、特定外国子会社の主たる事業が長期保険契約の実施か、保険グループ（insurance group）⁽⁹²⁾のメンバーでその主たる事業が大きなリスクに対する保険業又は再保険業である場合は、関連者等には含まれない（Para6(2B)）。

二 持株会社の特例（Para6(3)）

活動基準においては、持株会社は事業基準を満たさないこととなることから、持株会社の特例が定められている。この規定においては、CFC が持株会社で、その当該事業年度の総所得⁽⁹³⁾の 90%以上が、居住地で取得したものであり、また、当該 CFC が支配し且つ次の①及び②の要件を満たす法人から直接獲得したものであれば、適用除外とされる。なお、この規定に該当する持株会社を現地持株会社（local holding company）という。

- ① 居住地国が当該 CFC と同じであること
- ② 持株会社ではなく活動基準、租税負担割合、適用除外基準又は動

(91) 保険契約は、Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 の 3 条(1)に定義されている。

(92) この規定における保険グループは、2006 年法人税法(Companies Act 2006) s1165(5) に従い解釈される。

(93) 持株会社の総所得については、(5C) 乃至 (5E) に規定されている。

機基準のいずれかを満たす適用除外対象事業会社(exempt trading company)であること

(4) 合算対象金額(s752)

合算課税の方法は、英國法人の所得にその持分に応じた CFC の所得が合算されるのではなく、英國税法に基づき算出された CFC の所得（資本性損益を除いた金額）に係る税額を計算した上で、そのうち持分に応じた部分が英國居住者の税額に合算されるプロセスを経る⁽⁹⁴⁾。

2 2011 年度改正法案⁽⁹⁵⁾

(1) 概要

英國では、国際租税制度が従前に比べより領域主義的アプローチへ移行しており、英國の競争力の向上及び自国の課税ベースの防御という観点から、利子損金算入制限制度、CFC 税制、支店課税及び知的財産課税について、一連の税制改正が検討されているところである。このうち、CFC 税制については、英國の所得の技巧的な移転を対象とする一方で、課税ベースを侵食しないと認める真正な事業活動を適用除外とともに、英國事業者の海外の事業再編が行われやすくなり、また、非居住者の英國への投資又は設立を行われやすくするために、2011 年改正を検討している。そして、抜本改正は 2012 年に行い、2011 年においては暫定的な改正を行うべく作業が進められている。改正法案の概要は、次のとおりである。

イ 事業活動を行い英國と僅かな関連性しかない CFC の適用除外

「英國との僅かな関連性」については、英國居住者との直接及び間接取引に係る所得又は費用の 10%以下を判断の基準とする。そして、① 10%超 50%以下の場合又は②金融所得と知的財産から生じる所得の合計が 5%超であるが知的財産関連所得が 5%以下の場合は、対象金額が減額される。なお、知的財産関連所得とは、CFC の開発により直接又は

(94) 山田ほか・前掲注(90) 275 頁

(95) Finance Bill 2011 (英國 2011 年度改正法案)

間接に生じる所得をいうが、非関連者から開発許諾を受けた知的財産の開発によるものは除かれる。

- ロ 主たる事業が知的財産の開発で、当該知的財産及びCFCが英国と僅かな関連性しかないCFCの適用除外

英国との僅かな関連性については、前記イと同様の基準で判断する。

- ハ 事業再編により初めてCFC税制の対象となったCFCの3年間適用除外

- ニ 大規模法人グループに対するデミニマス基準の5万ポンドから20万ポンドへの引上げ

- ホ 収益算定方法の企業会計に沿った方法への簡便化

- ヘ 持株会社を適用除外とする経過措置の2012年7月までの延長

(2) 適用除外基準の見直し

前記(1)イ及びロの適用基準の拡張について、2011年改正法案⁽⁹⁶⁾を確認する。

- イ 英国関連性が僅かである事業法人(trading companies)(Schedule25 part2)

CFCが、次の要件を全て満たす場合、当該事業年度において適用除外となる。

- ① 実体基準(business establishment)
- ② 事業基準(business activities)
- ③ 英国関連性基準(UK connection)
- ④ 金融所得(finance income)及び知的財産関連所得基準(relevant IP income)

(イ) 実体基準(Para12C)

現行制度における実体基準と同様に、当該事業年度を通して、CFCが居住地国内に事業施設を有することが要件となっている。

(ロ) 事業基準(Para12D)

(96) 前掲注(95)

事業基準は、①CFC の事業が、当該事業年度において、相当程度、適用対象活動(non-exempt activities)を含まないこと、又は②CFC が、全体として、銀行業、受信業務、貸金業、債権買取業務、又はそれらの類似業務を営んでいる場合は、当該 CFC の事業が、当該事業年度において、投資事業⁽⁹⁷⁾に当たらない適用対象活動を相当程度含まないこと、のいずれかを満たすことが要件となっている。

なお、適用対象活動とは、①グループ関連会社の株式や有価証券の保有又は管理、②他の有価証券又は知的財産の保有、③仲介業者の資格に基づかない有価証券の取引、④様々な資産又は権利の貸付け、⑤CFC を支配する英國居住者又は非居住者及びその関連者等により直接又は間接に投資に利用できることとなる資金の様々な形態による投資、⑥当該事業年度において CFC が保険グループ会社⁽⁹⁸⁾の一員⁽⁹⁹⁾でない場合 CFC とその関連者間の保険契約⁽¹⁰⁰⁾の発効又は実施、をさす。

なお、CFC の関連者とは、①CFC と関連している者、②CFC の当該事業年度に係る利益の 25%を有している者 (Para 6 (4C) に規定)、又は③CFC が共同して支配されており 40% テストを満たす場合 (s747(1A) に規定) の当該 CFC を支配する法人の一方又は両者に関連する者、が該当する。

また、仲介業者は、一般に大衆に対する有価証券の売買を申し込む者を含む。

知的財産は、現行制度と同様、特に、①工業用、商業用又は科学的な情報、知識又は技術の全て、②特許権、商標権、登録意匠、著

(97) 前期 1 (3) 口記載の Para9(1) に規定されている投資事業をさす。

(98) 保険グループの定義は、Para11A(4) 項に規定されている。

(99) 保険グループの一員 (member of an insurance group) の定義についても、Para11A(4) に規定されている。

(100) 保険の契約については、Financial Services and Markets Act 2000 (Regulated Activities) Order 2001 の 3 条(1) 項に規定されている。

作権又は意匠権の全て、③知的財産に関するライセンス（使用許諾）又はその他の権利の全て、④英国以外の国の国内法における前記②及び③に相当する権利の全て、を含むと解釈される。

また、グループ関連会社は、①CFC の 90% 子会社である持株会社、又は②CFC の 51% 子会社又は持株会社の特例の要件を満たす持株会社が CFC である場合の当該 CFC で事業会社、をいう。

(ハ) 英国関連性基準(12E(1))

英國関連性基準を満たす要件は、当該事業年度において、CFC が英國と相当な関連性を有さないこととされており、次のいずれかの場合は、CFC が、当該事業年度において、英國と相当な関連性を有すると規定されている。

- ① 当該事業年度における CFC の事業に係る英國関連総所得 (UK-related gross income) が、当該事業に係る総所得の 10% 超である場合
- ② 当該事業年度における CFC の事業に係る英國関連事業経費 (UK-related business expenditure) が、当該事業に係る事業経費⁽¹⁰¹⁾ の総額の 10% 超である場合

そして、CFC が、①当該事業年度において、CFC の居住地又は英国外で CFC ために業務を行い、且つ全て又は実質上全ての CFC の事業を行う権限を有する者⁽¹⁰²⁾ がいる場合、②当該事業年度において、CFC の関連所得 (relevant profits) が、CFC の居住地国 の居住者である役員及び使用人に係る関連人件費 (relevant staffing costs) の 10% 以下である場合、③仮に前記の関連性基準における 10% の基準が 50% であれば、CFC は英國と相当な関連性を有しないこととなる場合は、英國と相当な関連性を有さないとされている。

(101) 事業経費とは、資本支出以外の全ての費用をいう。

(102) 「CFC の事業を行う権限を有する者」とは、①CFC によりその地で雇用されている者又は②CFC により、CFC のために業務を遂行するよう指示されている者でない限り、CFC のために業務を行っているとはみなされない。

また、CFC の所得には、英國法人税法上、資本性損益となる額は含まれない。CFC の関連所得(relevant profits)は、当該事業年度において、GAAPに基づき算出されたCFCの総所得（キャピタルゲイン又はロスを無視した額）であるが、①減価償却の控除、②利子、税額、無形固定資産償却の控除、③適用対象所得の算出において法に定められた調整、などの調整を行う前の額である。関連人件費とは、CFC の役員又は使用人に関し、CFC が彼らに支払った総賃金又は総給料（金銭的形態でないものを除く）をいう。英國関連総所得とは、事業年度中に、英國の納稅義務者となる者から、直接又は間接に得た総所得をいう。そして、英國関連事業経費とは、英國の納稅義務者となる者の所得を、直接又は間接に生み出すこととなる事業経費をいう。

(二) 金融所得及び知的財産関連所得基準(12F)

この基準は、CFC の①金融所得及び②知的財産関連所得が、当該事業年度に係る総所得の5%以下である場合を要件としている。

金融所得とは、配分(distribution)⁽¹⁰³⁾以外の英國 GAAP 上金融資産⁽¹⁰⁴⁾から生じたと認められるすべての金額及び CFC が当事者となる取引により CFC に生じたすべての利益や經濟的に利子と同等の利益⁽¹⁰⁵⁾をいう。この利益の額とは、CFC の適用対象所得の算定上、債権債務関係からの利子とみなされる偽装利子の規定(CTA2009s486B)に基づき、債権債務関係から CFC に生じる収益として取り扱われることとなる額である⁽¹⁰⁶⁾。

知的財産関連所得とは、CFC による知的財産の開発から生じる所得をいい、開発が許可されてから所得発生の直後までの期間、CFC が非

(103) CTA2010part23 の定義(British Master Tax Guide 700～702 頁参照)を準用する。

(104) 金融資産については、英國 GAAP 又は國際会計基準における金融資産をいう。

(105) 經済的に利子と同等の利益については、CTA2009s486B(2)及び(3)により解釈される。

(106) 適用対象金額の算定に当たっては、CTA2009s486B(7)及び486C乃至486Eは適用されない。

関連者により開発の許可を得た知的財産の開発から生じる所得は含まれない。なお、知的財産については、現行制度における解釈と同様である。

- 英国関連性が僅かである知的財産開発法人 (Companies exploiting intellectual property) (Schedule25Part2B)

CFC が、次の要件を満たす場合、当該事業年度において適用除外となる。

- ① 実体基準(business establishment)
 - ② 知的財産事業基準(intellectual property business)
 - ③ その他事業基準(other business activities)
 - ④ 英国関連性基準(UK connection)
 - ⑤ 金融所得基準(finance income)
- (イ) 実体基準(12H)

現行制度と同様に、当該事業年度を通して、CFC が居住地国内に事業施設を有することを要件としている。

- (ロ) 知的財産事業基準(12I)

当該事業年度を通して、CFC の主たる事業が、英国との関連性を有さない知的財産の開発であることを要件としており、次の場合は、知的財産が英国との関連性を有しているとされる。

- ① 知的財産が、当該事業年度又はその直前 10 年間のいずれかの時点において、英國居住者により保有されていた
- ② 知的財産の創造、維持、改善に関連する活動が、CFC の関連者で英國納稅義務者である者により、活動が当該者により初めて行われてから当該事業年度終了までの事業年度の一部又は全ての間、行われている

- (ハ) その他事業基準(12J)

その他事業基準を満たす場合は、①CFC が、当該事業年度において、主たる事業における活動以外の活動を行わない場合、又は②CFC が二次的活動(secondary activities)を行う場合は二次的活動基準を満たす場

合である。

また、二次的活動基準を満たすには、①二次的活動が当該事業年度において CFC の事業全体の活動の実質的な部分を成さないこと、又は②CFC の当該事業年度の事業活動が二次的活動のみである場合に現行の適用除外基準を満たす場合、のいずれかを満たす必要がある。

(=) 英国関連性基準(12K)

この基準は、当該事業年度において、CFC が英国と相当な関連性を有さないことを要件としており、次のいずれかの場合は、CFC が、当該事業年度において、英国と相当な関連性を有することとされる。

- ① CFC の主たる事業の資金の相当な部分が、直接又は間接に、CFC の関連者で英國納稅義務者である者から提供され、a) 当該資金により、特定外国子会社の関連者で英國納稅義務者である者の金融所得が生じない場合、又は b) CFC の関連者で英國納稅義務者である者の金融所得が、CFC 及び当該関連者が独立企業であると想定した場合に比べて少ない場合に、当該資金により当該関連者の金融所得が生じる場合
- ② 当該事業年度における CFC の総所得のうち、英國納稅義務者から得た知的財産の開発による所得に占める割合が相当大きい場合
- ③ CFC が、当該事業年度において、費用（付隨的又は重要でない性質の支出以外の支出）を負担し、当該費用が、CFC の関連者で英國納稅義務者である者の総所得を構成する場合

(+) 金融所得基準(12L)

この基準は、金融所得が、当該事業年度における CFC の総所得の 5 % 以下であることを要件としている。

3 2012 年度改正案

2012 年度改正案の概要は、次のとおりである⁽¹⁰⁷⁾。

(107) HM Treasury 「Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform」 (2011/6)、青山慶二「英國の法人税改正の動向（国際課税の観点から）」租税研究

- ① グループ内金融業務を行う金融会社に対して、一定の負債資本比率（1：3）を基準にそれを資本が超過する範囲で CFC 税制を適用する
- ② 事業会社の資金運用等に対する CFC 適用除外基準の詳細設計
- ③ パテントボックス規則

ここでは、金融会社と事業会社の超過キャッシュの資金運用に焦点を当て確認する。

(1) 金融会社の適用除外について

金融資産に対する CFC 税制をさらに国際競争力のあるものとする方策として、英国は、法人グループに海外金融活動を行う自由を与える一方、英国の課税ベースを守るために、金融会社に対し部分的に適用除外を取り入れる改正案を提言した。この改正案では、簡素な方法として、負債・資本比率を採用し、一定の負債と資本の割合を基準に、当該基準を満たして資金供給された企業を適用除外としている。そして、資本が規定の水準を超過する場合、その超過分に比例して CFC 課税が行われる。この負債・資本比率の決定に当たっては、CFC 税制が国際競争的となることが求められる一方、課税ベースも適正に守る必要があるため、産業界との間で慎重な検討が必要とされている。

なお、2010 年 11 月のコンサルテーションレポートにおいては、この適用除外が濫用されることを防ぐために、租税回避防止規定を盛り込むことが必要であるとされた。例えば、法人グループが課税上の利益を得るために技巧的に資金を英国に還流させるのを防ぐ必要がある。また同様に、英国の利益が技巧的に英国の利益が CFC に発生する場合、金融会社の適用除外の恩恵を得ることができないように規定する必要がある。

(2) 事業会社の資産運用について

グループ内の外国子会社が、事業活動により貯まった資金を運用するケースはあり、この資金の運用についても、改正案において、金融会社に適

(2011・9) 173 頁、HM Treasury 「Corporate Tax Reform part 2A:Controlled Foreign Company (CFC) reform(2010・11)」

用する制度を次のように適用する提案を行っている。

- ① 事業に偶發的又は付隨的な利子の額は、適用除外とする CFC の債務を生じさせない
- ② 資金運用によりこの額を超過した場合は、金融会社が獲得したものとみなし、負債・資本比率をその部分に対して適用する

例えば、CFC が 100% 株式発行により設立され、100 万 £ の販売所得と 100 万 £ の利子所得を獲得していると想定する。仮に、この利子所得のうち 10 万 £ が販売活動に付隨的なものである場合、90 万 £ が金融会社で生じたものとして扱われる。法人税率が 23%⁽¹⁰⁸⁾であるとすると、1 : 3 の負債・資本比率を適用することにより、5.75% の課税がその所得に生じる。

ただし、金融資産を運用する財務活動は、課税ベースに対してハイリスクな金融活動と一緒に行われることがあるため、どのように取り扱うのか、また簡素化のためにどのように規定するのか、慎重な検討が必要とされている。

第 2 節 米国におけるサブパート F ルールと関連規定

1 サブパート F ルール及び関連規定の概要⁽¹⁰⁹⁾

米国は、全世界課税方式を採用しており、外国子会社(CFC)による課税繰延べに対処する観点からサブパート F ルール、外国子会社の米国資産への投資に係る所得、及び受動的海外投資会社ルール(Passive Foreign Investment Company Rules)（以下「PFIC ルール」という。）が規定されている。

(1) サブパート F ルール (s951~965)

サブパート F ルールの対象となる CFC は、米国居住者により株式の 50% 超を保有されている CFC で、受動所得を有するものをいい、米国居住者が

(108) 2014 年には、法人税率を 23% に引き下げることが提案されている。

(109) 内国歳入法典(www.lexis.com より。)、Richard L. Doernberg 著、川端康之監訳『アメリカ国際租税法(第 3 版)』清文社(2001) 185~210 頁、山田ほか・前掲注(90) 236~260 頁

当該 CFC の株式等の 10%以上を保有する場合に適用される。

サブパート F 所得は次のものをいうが、①デミニマス基準と②高税率国免除の適用除外規定が設けられている。デミニマス基準については、サブパート F 所得が CFC の総所得の 5 % 又は 100 万ドル以下である場合は、当該 CFC はサブパート F 所得を有しないとして取り扱うこととされている。一方、CFC の総所得に占めるサブパート F 所得の割合が 70% 超の場合は、当該 CFC のすべての所得がサブパート F 所得として取り扱われることになる。高税率国免除については、特定外国子会社の実効税率が米国法人税の最高税率の 90% 超である場合に、選択により、タックス・ヘイブン対策税制の適用を受けないこととされている。

イ 外国特定法人所得(Foreign Base Company Income) (s954(a)(1), (c))

(イ) 外国同族持株会社所得(Foreign Personal Holding Company Income)⁽¹¹⁰⁾

利子、配当、賃貸料及びロイヤルティに係る所得、これらの収入源となる資産の売却益、所得を生まない資産の売却益、配当や利子の代替とみなされる金銭の受領、商品取引や外国為替取引により獲得した利益等が対象となる。この規定には、次の除外規定が設けられている。

① 金融業を主たる事業として積極的に営む金融機関（認可された銀行若しくは証券会社又は総所得の 70% 超が積極的かつ恒常的に行われている融資業務から得られた所得であるもの）が、その活動を所在地国で行い、米国外の顧客から得られる積極的金融所得を生み出す場合。

② 賃貸業所得及びロイヤルティ所得のうちについて、取得所得資産に対する相当の付加価値の創出、マーケティング活動等の集中的な生産活動、賃貸活動のマネジメント等の活動により得られたものは適用除外となる。つまり、特定外国子会社 CFC が、自己の施設において

(110) 外国同族持株会社所得、特にその中核的概念である「営業又は事業の能動的遂行から生じる」については、一高龍司「米国 subpart F 税制における外国同族持株会社所得(FPHCI)の意義」税大ジャーナル 12 号(2009. 10)61 頁が詳しく研究している。

て特許発明の研究を行っていた場合において、研究の結果得られたロイヤルティ所得は、外国同族持株会社所得に含まれないが、他から取得売却した発明のときは、その資産に対して特定外国子会社CFC が相当な付加価値を加えない限り、外国同族持株会社所得として扱われる。

③ CFC が、他の CFC である関連者から受け取った配当、利子、賃料又はロイヤルティで、同一国免税規定が適用される所得は適用除外となる。

- (¶) 外国特定販売所得(Foreign Base Company Sale Income) (s954(a)(2), (d))

関連者から他の者に又は他の者から関連者に動産を販売する行為や関連者の代理として動産を購買する行為から生じる所得は、外国特定販売所得として課税される。CFC が、所在地国以外に支店を設立した場合において、その支店の実効税率が低い等の場合は、その支店は CFC とは別の法人として取り扱われる。これにより、タックス・ヘイブン対策税制の適用対象は拡大されることになる。

また、外国特定販売所得には、次の適用除外規定が設けられている。

- ① 販売された動産が、CFC により製造された場合、及び CFC の所在地国において製造された場合は、適用除外となる。
- ② 販売された動産が、CFC の所在地国における商品・販売・使用のために販売されたものである場合は、適用除外となる。

- (ハ) 外国特定法人役務提供所得(Foreign Base Company Service Income) (s954(a)(3), (e))

CFC の所在地国以外において、関連者のために行った又は関連者の代理として行った役務の提供による所得が対象となる。

- (ニ) 外国特定石油関連所得(Foreign Base Company Oil Related Income) (s954(a)(4), (f) 及び s954(a)(5)(g))

石油・ガスの精製、輸送、流通に関連する所得で、採掘国とは別の

国において獲得した所得が対象となる。この所得についても、適用除外規定が設けられている。

□ 保険所得(Insurance Income) (s954(a)(1) 及び 953(c))

保険所得は、移転が容易な所得の一つと位置づけられており、CFC の所在地国以外のリスクに関する保険所得が対象となる。また、CFC がキャプティブ（自社専用保険会社）である場合、50%超ではなく 25%以上の持分が保有されていれば CFC として扱われる。保険所得の対象は、再保険を含む保険契約又は年金保険契約に係る所得であり、かつ、CFC を米国居住の保険会社とした場合に米国において課税されることになる所得（米国税法の保険会社に関するルールであるサブチャプターLの対象所得をさす。）となるものである。

この所得についても、適用除外の規定が設けられている。CFC の所在地国において保険業（再保険業）法の適用を受けており、保険契約を自国内で第三者に販売することにつき自国で許可を受けており、仮に米国法人であればサブチャプターLの適用により課税され、50%超の総保険料が所在地国リスクをカバーする契約等により得られていれば、適格保険会社となり、当該適格保険会社が次のような保険契約を締結すれば、非課税保険所得となる。その保険契約とは、米国外に所在する資産、米国外での活動により生じた負債又は米国非居住者の生命若しくは健康に関するものとされている。CFC の所在地国リスク以外のリスク（いわゆるクロスボーダーリスクに関する保険）についても、当該非課税保険所得の保険契約の適用対象とされるが、CFC がその所在地国において保険業の大部分を行っている場合又はその契約に必要な作業の大部分が所在地国において行われている場合に限られる。これは、所得移転の可能性を抑制するためである。

保険商品の開発やマーケティング、契約、投資、資金回収といった保険業を営むのに必要な業務は、CFC 自身がすべて行うべき業務であると考えられている。一方、経理などのバックオフィス業務は、保険業を営

むために必要な業務を判断する際に考慮されないとされている。

なお、非課税保険所得について、更に濫用規定が設けられており、非課税保険所得とされることが主たる目的の一つである場合などは非課税保険所得の計算上、考慮されない。

ハ 国際ボイコット所得等(s964)

米国が国家として正式に認めていない国や、正式国交のない国等における商取引からCFCが獲得した所得が対象となっている。

二 非合法的支払(s964)

CFCが賄賂やキックバック等を渡した場合の非合法的支払がサブパートF所得に加算される。なお、米国居住者がこのような行為を行った場合は、海外汚職腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)により、法律違反として扱われるため、このような措置が規定されている。

(2) CFCが保有する米国の資産(s951(a)(1)(B)及びs956)

CFCが、一定の米国資産に投資したことにより獲得した利益のうち、留保したものが合算課税の対象となる。これは、サブパートF所得以外の所得を、貸付又は投資の形で米国へ資金還流することによる租税回避を防止するために、米国資産への投資に係る所得についても、タックス・ハイブン対策税制の対象としている。

この規定で対象となる米国資産は、有形固定資産、関連国内法人の株式、米国居住の関連者の債務、無形固定資産の米国国内使用権である。

この所得については、時限的な適用除外規定が設けられている。

(3) 受動的海外投資会社(Passive Foreign Investment Companies)ルール(s1291～s1297)

PFICルールは、米国居住者による国外源泉投資所得に係る課税の繰延べを防止すること等を目的としており、米国居住者は、保有の多寡に関わらず適用を受ける。

外国投資信託等の国外源泉投資所得をターゲットとしており、受動的海外投資会社の株式を保有する米国居住者は、当該ルールの適用を受ける。

PFIC に該当する法人は、所得テスト又は資産テストを満たす外国法人とされている。なお、この PFIC の判定に当たり、当該法人が、他の法人の株式の 25%以上を保有している場合には、ルックスルー・ルールが適用され、当該他の法人の所得又は資産も、当該法人の所得テスト又は資産テストの判定上考慮されることとされている。

なお、このルックスルー・ルールについては、米国居住株主の孫会社等の階層以下の外国法人に対しても、他の法人の株式を 25%以上保有している場合には、同様の取扱いがなされる。

イ 所得テスト

所得テストが満たされるのは、総所得の 75%以上が、配当、利子、賃貸料及びロイヤルティといった受動的所得である場合である。なお、関連者から受け取る受動的所得については、ルックスルー・ルールが適用され、仮に関連者から受け取る受動的所得が関連者の能動的活動から生じたものであれば、一定の金額を限度として能動的所得として扱われることになる。

ロ 資産テスト

資産テストが満たされるのは、総資産価値の 50%以上が、一般的に受動的所得を生み出すと考えられる資産（受動的所得を生じる資産）である場合である。例えば、投資のために保有されている現金、株式、債券等が受動的資産として挙げられる。そして、外国法人の総資産価値の 50%以上が受動的資産と認められると、当該外国法人が能動的活動を行っていたとしても、PFIC として取り扱われる。

ハ 合算方法

原則として、配当、株式譲渡益に係る課税は、実際にその配当の分配又は株式の譲渡があるまで繰り延べられるが、繰延べによる利得を防ぐために利子税が課されている。しかし、選択により、PFIC をパススルー事業体とみなして毎期所得を認識する方法や、PFIC の株式の評価損益を毎期所得として認識する方法を探ることもできる。

ニ サブパートF所得ルール及び米国資産投資所得ルールとPFICルールの関係

外国法人が、サブパートF所得ルール及び米国資産投資所得にも該当し、PFICルールにも該当する場合は、一般的に、サブパートF所得ルール及び米国資産投資所得ルールが優先的に適用される。しかし、PFICルールには、米国居住者の株式保有割合が適用要件にないため、株式保有割合の条件に満たなかつたことによりサブパートF所得ルール及び米国資産投資所得ルールの適用を受けなかつた場合でも、PFICルールの適用となる場合がある。

外国法人が、一旦 PFIC に該当することとなれば、その後の年度において PFIC に該当しないこととなつたときも、PFIC ルールが継続して適用されることとなる。しかし、この PFIC に該当することとなつた法人が、一定の要件を満たせば、PFIC の株主が当該 PFIC の株式を譲渡したとみなすことにより、再度 PFIC に該当することとなるまでは PFIC ルールの適用を受けないことができる。なお、このみなし譲渡に係るみなし譲渡益は、PFIC ルールにより課税が行われる。

2 予算教書における改正案

2008年11月に発足したオバマ政権は、2009年5月に公表した2010年予算教書（いわゆる「グリーン・ブック」）において、多国籍企業の海外所得に対する課税強化を提案した⁽¹¹¹⁾。

そして、2010年2月に公表された2011年度グリーン・ブックでは、一定のCFCの配当、利息、ロイヤルティ等に対しタックス・ヘイブン税制を適用除外とするルックスルールールを2011年末まで延長する提案がなされたが、無形資産を軽課税国のCFCに移転し、超過所得が生じる場合には、サブパー

(111) Department of the Treasury 「General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2010 Revenue Proposals」(2009) 28頁

トFルールが適用されるように規定する提案もなされていた⁽¹¹²⁾。

無形資産の超過所得に対するサブパートFルールの適用については、2011年2月に公表された2012年度グリーン・ブックにおいても引き続き、米国から移転した知的財産の超過所得をサブパートF所得の対象とすることを提案している。この提案においては、原価に通常の利益を加算した金額を超過した所得が超過所得となる⁽¹¹³⁾。

国外収益に関連する費用の損金算入時期の練延べについては、全ての費用ではなく利息のみに適用され、国外収益が米国で課税されるまで関連する利息を損金算入できなくなる規定が提案されている⁽¹¹⁴⁾。さらに、米国居住法人が、米国非居住関連法人である再保険会社に支払う保険料の損金算入を制限する規定も提案されている⁽¹¹⁵⁾。

これらの提案については、詳細な立法趣旨や具体的な規定が示されておらず、またこれらの法案の議会でのスケジュールも明らかにされていないが、国際租税制度の改正についてはオバマ政権が力を入れており、今後も米国の動向を注視していく必要がある。

(112) Department of the Treasury 「General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2011 Revenue Proposals」(2010) 43頁

(113) Department of the Treasury 「General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2012 Revenue Proposals」(2011) 43~44頁

(114) 前掲注(113) 40頁

(115) 前掲注(113) 46頁

第4章 我が国の現行制度の見直しについて

外国子会社配当益金不算入制度の導入により、可動的な所得による租税回避の誘因は高まったと考えられることから、外国子会社合算税制の目的を踏まえれば、特にそのような所得は本制度の対象とする一方で、資産性所得も含め正常な活動から生じると認められるものは除外するべきであると考える。本章では、特に資産性所得の種類ごとに、本制度の見直しの必要性とその対応策について検討する。

第1節 対象所得の拡大

現行制度の対象とする資産性所得は、事業基準の対象とされている特定事業に関係する所得のうち一定のものに限っているが、当該所得を伴う取引が我が国においても行えて軽課税国において行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことが困難であり、むしろ所得の付替えに利用されやすいと考えられるものは合算対象とするべきである。そこで、特許権等の対象を広げ、また、保険や貸付金の利子も、一般的に租税回避に利用され易い所得と考えられることから、本制度の対象とすることが適当であると考える。

1 特許権等

(1) 特許権等を含む知的財産の概要

前記第2章第3節のとおり、現行制度においては、特許権等の合算課税の対象範囲が登録された権利に限定されている。特許権等は、知的財産権のひとつとされており、知的財産は、知的財産権を含むより広い概念である。知的財産は、我が国では、知的財産基本法⁽¹¹⁶⁾が制定されており、知的財産を、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造

(116) 平成14年12月4日公布、平成13年3月1日施行

的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう」としており⁽¹¹⁷⁾、また知的財産権を、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう」⁽¹¹⁸⁾としている。

知的財産と知的財産権の関係は、知的財産のうち法律的権利が認められているものが知的財産権であって、ノウハウ・ライセンス等や意図的に特許等に出願していない営業秘密等は、知的財産権にならない知的財産といえる。逆に、特許権等を申請することにより、権利は一定期間保護されるものの、その申請内容は公知のものとなるため、情報を秘密にするために出願しないケースも容易に想定される。

（2）見直しの必要性

国外所得免除方式においては、無形資産の開発拠点を国外に移転する誘因が働くと考えられる。また、形式上は移転してもその実体は国外に移転していないような形態をとるケースも考えられる。移転価格税制で現在議論されている無形資産の主なものは、むしろ権利として確定されていないものであると考えられ、そのような無形資産の国外移転の誘因は高まっていると考えられることから、外国子会社合算税制の合算対象とすることが望ましいと考える。

（3）対応策

現行制度における特定事業の対象とされている知的財産は、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版

(117) 知的財産基本法第2条第1項

(118) 知的財産基本法第2条第2項

権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。)」⁽¹¹⁹⁾とされている。また、「工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの」(以下「工業所有権等」という。)は、法人税法基本通達20-1-21において、「特許権、実用新案権、意匠権、商標権の工業所有権及びその実施権等のほか、これらの権利の目的にはなっていないが、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノーハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、海外における技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。」とされている。

なお、措置法66条の4に規定される移転価格税制の対象とする無形資産については、措置法通達66の4(2)-3の(8)に、「著作権、法人税法基本通達20-1-21に定める工業所有権等のほか、顧客リスト、販売網等の重要な価値のあるものをいう。」とされている。つまり、移転価格税制の対象とする無形資産は、通達においては、重要な価値のあるもの全てを含むと解されており、特定事業の対象となる「工業所有権等、これらの権利に関する使用権、著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）よりも広く規定されている。特定事業の対象となる知的財産は、製造に係る無形資産が対象になっているといえるところ、本制度においては、我が国でも保有できる知的財産を特定外国子会社等に保有させ、その知的財産を活用して稼得する所得を合算の対象とするものであることから、特定事業の対象とする無形資産を特定所得の対象とすることが適当と考える。

(119) 措置法66条の6第3項

2 保険

(1) 保険の特徴

保険は、偶然な保険事故の発生を条件に、保険者が被保険者に保険給付を行うものである。保険事業は、保険業法⁽¹²⁰⁾第3条により、生命保険業免許又は損害保険業免許を受けた者でなければ行うことができないとされている。保険事業は、無形のものを取引対象とする事業であり、紙とペンのビジネスともいわれている⁽¹²¹⁾。したがって、保険所得は、可動的な所得といえると考えられる。

(2) 見直しの必要性

保険事業は、その地において免許を受けることができれば行える事業であることから、保険所得は可動的な所得といえ、一般的に租税回避に利用され易いものと考えられる。保険は、我が国でも行い得るものであり、その地において行うことにつき積極的な経済合理性のないものは、合算課税の対象とすることが適当と考える。

(3) 対応策

我が国の国外に所在する資産、我が国の国外での活動により生じた負債、また非居住者に関するものは、本制度の趣旨を踏まえると対象から除外することが適当であるが、我が国の国内にあるリスクを引き受ける保険からの所得は、特定所得の対象にすることが適当と考える。

3 貸付金の利子

(1) 見直しの必要性

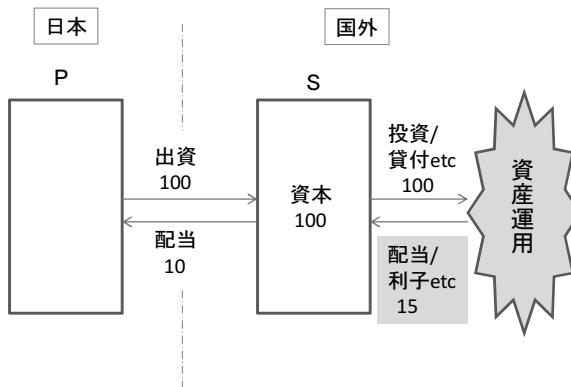
貸付金の利子については、現行制度において合算課税の対象外となっている。貸付金の利子については、外国子会社配当益金不算入制度のもとで、下図のように、利子に対する課税を回避する行為（図1、2）や利子の控除を狙った行為（図3、4）が想定される。

(120) 平成7年公布、平成8年施行

(121) 森宮康『保険の基本』日本経済新聞社 50頁（2003）

図1は、我が国の企業が資産運用を行うにあたり、その資産運用の資金で軽課税国に子会社を設立し、その子会社がその資本を原資に資産運用を行い、資産運用で稼得した所得を我が国の親会社に配当として非課税で還流するものであるが、この資産運用が貸付けである場合は、現行制度においては、その貸付けにより稼得した利子が対象となっていないため、課税を回避することができる。さらに図2は、資産運用の原資を我が国の企業が銀行からの借入れにより調達している場合であり、この場合は、我が国の企業は銀行からの借入れに対する支払利子も控除できることとなる⁽¹²²⁾。これはダブルディッピングと呼ばれるスキームである。

図1



(122) 松田直樹「第62回IFA総会—議題2及びセミナーD・Jの評釈と主な論点の研究—」
税大ジャーナル(2008.10) 154頁～157頁

図2

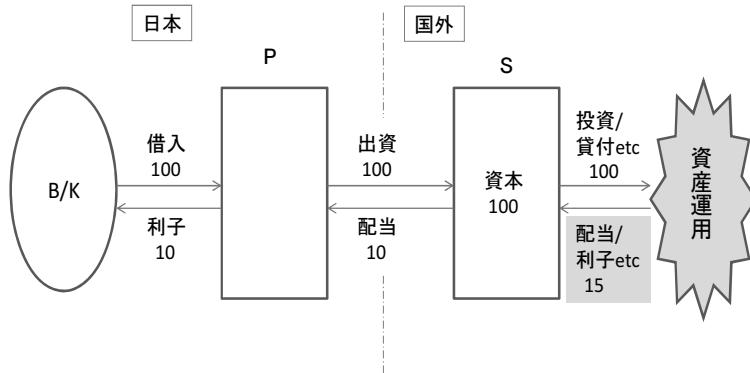


図3

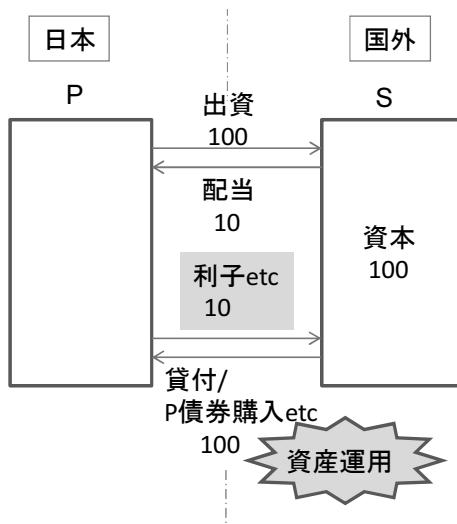


図3は、いわゆるアップストリーム・ローンと呼ばれるものであり、軽課税国に設立された子会社がその出資金を貸付けなどで我が国の親会社に還流させることで、親会社はその借入れに対する支払利子を控除できると

ともに、その支払利子を配当として非課税で親会社に還流させることができるものである⁽¹²³⁾。この場合、もともと親会社で必要とする資金を、子会社を利用して迂回させることにより、税務上、支払利子の控除と配当所得の免除のメリットを享受することができる⁽¹²⁴⁾のである。図4は、その原資を銀行からの借入れにより調達する場合であり、この場合は、税務上、さらに銀行に対する支払利子の控除のメリットを享受することができることとなる⁽¹²⁴⁾。

図1ないし4は、外国子会社の資本のすべてを原資として貸付けを行っている極端な例であり、外国子会社の実体がないなどにより適用除外基準を満たさず、現行制度において会社単位で合算課税がなされることとなると考えられるが、程度の差こそあれ、このようなスキームで我が国の課税ベースを侵食することが想定される。

(2) 対応策

貸付けも、我が国において行い得るものであり、上述のように所得の付替えや控除に利用され得るものであることから、特定所得の対象とすることが適当であると考える。なお、貸付けについては、関連会社間で資金移動を行うのではなく、外部から資金不足の関連会社への資金供給が他の関連会社の余剰資金を担保にしたものである場合（例えばノーショナル・ブーリングと呼ばれるもの）、保証料の発生が想定されることから、合算課税の対象とする貸付金の利子には保証料も含むこととすることが適当と考える。

なお、正常な事業活動と認められる貸付けも考えられ、およそ貸付金の利子すべてを合算課税の対象とすべきではないことから、対象所得からの除外については、後記第2節において検討することとする。

(123) HM Treasury 「Corporate Tax Reform part2A:Controlled Foreign Company(CFC) reform(2010. 11)

(124) HM Treasury・前掲注(123)

第2節 対象所得からの除外

およそ資産性所得と認められるもの全てを本制度の対象とするのではなく、本制度の趣旨目的を踏まえれば、正常な海外投資活動と認められるもの、特定外国子会社等が行うことに十分な経済合理性を認めることができるもののは除外される必要がある。したがって、株式や債券の運用に係る所得については、特定事業に關係する所得であるため、除外されるものは本業に係るものに限るべきであり、また、特定事業に關係する所得以外の資産性所得も本制度の対象に含めるのであれば、正常な海外投資活動と認められるものは対象外とするべきであることから、事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じるものという規定を、見直すことが適當と考える。つまり、事業の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものという規定については、現行制度において特定所得の対象となっている株式等及び債券の対象からの除外としての規定としても見直すことが適當と考えられるうえ、特定所得の対象を拡大し保険所得や貸付金の利子を含めることとなると、これらの所得も併せて対象からの除外を規定する必要がある。

1 金融業及び保険業の資産運用

株式等及び債券の運用による所得の特定所得からの除外について、現行制度においては、銀行等機関投資家の資産運用がその対象となっていると考えられることから、現行制度の趣旨を踏まえ、金融業及び保険業の資産運用は、①株式等及び債券の運用による所得、②貸付金の利子、③保険に係る所得の特定所得から除外することが適當と考えられる。預金を取り扱っている金融機関はその預金を運用する必要があり、また保険会社は保険加入者から集めた保険料を運用する必要がある。したがって、その地で金融業及び保険業を営むことに経済合理性のある特定外国子会社等については、その正常な資産運用が、所得の付け替えに利用されるとはいい難く、特定所得の合算課税の対象から除外することが適當である。

除外の対象とする金融業及び保険業を営む特定外国子会社等については、主たる事業が金融業又は保険業であり、その事業活動に経済合理性のあるものに限定することが適當と考える。これらの特定外国子会社等は、措置法 66 条の 6 第 3 項における適用除外基準の判定により、適用除外となっているものである。したがって、特定所得の判定においては、主たる事業が金融業又は保険業である特定外国子会社等の資産運用が特定所得の対象から除外されることとなる。

次に、主たる事業が金融業又は保険業である特定外国子会社等の資産運用のうち、適用除外とする所得については、我が国の国外からの顧客から得られるもの及び実質的にその地において行われる活動から得られるものが、正常な資産運用として、除外の対象とすることが適當と考える。

2 グループ金融子会社の資金運用

(1) グループ金融子会社

企業グループ全体の資金を包括して管理するキャッシュ・マネジメント・システム (CMS) を導入する企業がある。CMS は、企業価値の向上を目的に、資金の受取、支払、調達、運用といった各プロセスと、事業資源としての流動資産・負債を、効率化・最適化するための仕組みである⁽¹²⁵⁾。つまり、グループ全体の資金管理を集約し、資金面から連結経営の全体最適を図るシステムで、具体的には銀行からの借入金の圧縮や資金調達コスト及び支払手数料の削減を実現するなどにより、企業損益及びバランスシートに好影響を与え、財務指標も改善するという効果がある。一般的には、グループ内では資金の偏在が生じており、グループ全体では豊富なキャッシュがあるが、資金不足に陥っているグループ企業もあるという事態が通常であると考えられる。このような資金の偏在を解消し、グループ全体の最適化を図るために、グループ内での資金移動が必要であり、CMS は、

(125) 香港上海銀行東京支店『アジアのキャッシュマネジメント』東洋経済新報社 10 頁 (2003)

その手法のひとつとして挙げられている。

CMS の手法は、グループ企業の資金を集中させ資金管理を一元化するブーリングと、グループ企業間の債権債務を相殺し差額のみを決済するネットティングと、グループ企業各社宛の支払を一括して行う支払代行の3つに大別される⁽¹²⁶⁾。そして、キャッシング・ブーリングには、キャッシング・コンセントレーションとノーショナル・ブーリングの2つの形態がある⁽¹²⁷⁾。キャッシング・コンセントレーションは、グループ金融会社のマスター口座とその他グループ会社のサブ口座を開設し、サブ口座の残高がゼロ又は一定額となるように、定期的にマスター口座とサブ口座間で資金移動を行うものである。これによって、サブ口座に余剰資金がある場合はマスター口座への貸付けとなり、資金不足である場合はマスター口座からの借入れとなる。そして、マスター口座において、このような余剰額・不足額が相殺され、その結果、資金余剰となった場合は資金運用が、資金不足となった場合は資金調達が行われることとなる。ノーショナル・ブーリングは、マスター口座を仮想口座とすることにより、実際の資金移動を行わないものである。したがって、サブ口座においては、実際には資金余剰又は資金不足が生じたままとなり、提携金融機関（仮想マスター口座）において相殺後の資金過不足分の金利計算が行われることとなる。この方法においては、仮想マスター口座とサブ口座の間に債権債務関係は生じておらず、資金不足のサブ口座への提携金融機関からの資金提供は、資金余剰のサブ口座の預金を担保にしたものであるとも考えられ、その場合は、保証料の発生が想定されることとなる。

このようにグループ全体の資金を集中管理するグループ金融子会社につ

(126) あづさ監査法人「キャッシング・マネジメント・システム（CMS）」『企業経営に関するトピック解説』http://www.azusa.or.jp/b_info/letter/31/01.html

(127) 香港上海銀行東京支店・前掲注(125) 29、82～87 頁、KPMG Japan 「グローバルタックスマネジメント(2)キャッシング・マネジメントに係る税務上のポイント Page2」『ニュースレター（税務関連）』

http://www.kpmg.or.jp/resources/newsletter/tax/200901_2/02.html

いては、一般的に、グループ内の資金移動が貸付金処理され、また余剰資金については資産運用が行われることとなる。

(2) 対応策

グループ金融子会社の設立目的は、グループ会社全体における事業資源としての流動資産・負債の最適化のための資金移動であり、それにより稼得する利子までも、本制度の対象とすることは適当でないと考える。しかし、グループ金融子会社の事業活動は、金融業の事業活動に類似したものではあるものの、グループ金融子会社の取引相手が関連者であるため、その活動は、①完全に正常なものである場合、②我が国の課税ベースを侵食する場合、③その両方の場合があり、それらを区別することは困難である。グループ金融子会社の取引内容やその原資となるものを十分に考慮し個別に判断するのは、企業側も執行上も困難を極める。

したがって、その対応策として、英国で2012年度改正において提案されているように、一定の負債・資本比率を用いて、資本が一定の水準を超過する場合は、その超過資本に対応する資産性所得のみを合算課税の対象とする方法が考えられる。例えば図1は、負債資本比率を仮に1：2と設定したものである。グループ金融子会社であるSは、我が国の親会社Pから80の出資を受け、銀行等から20の借入れがある。Sが、事業資金を必要とするグループ会社に対し90の貸付けを行い、10の余剰資金を株式等の資産運用を行う。このような場合、Sの資本は、1：2の負債資本比率を14だけ超過しているため、資産運用で100の原資により稼得した所得に対し、14に対応する分を合算課税の対象とするのである。したがって、貸付金の利子9と投資等の資産運用に係る所得2の合計である資産運用11に14/100を乗じたものが、合算課税の対象となることとなる。

図2は、アップストリーム・ローンのケースであるが、この場合も同様に、グループ金融子会社の資産運用に係る所得のすべてに資本超過分14/100を乗じたものが合算課税の対象となることとなる。この負債資本比率の利用は、企業側及び税務当局の双方にとって事務負担の少ない比較的

簡素なものであるが、この水準の設定にあたっては、慎重な検討が必要である。

図 1

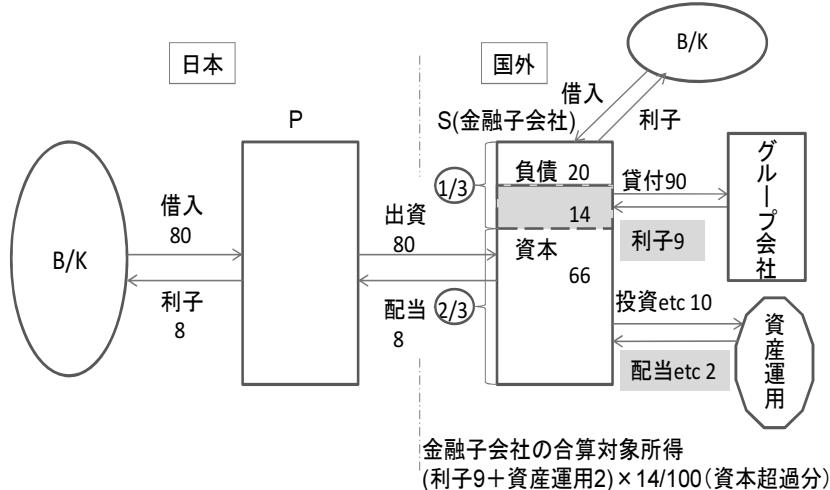
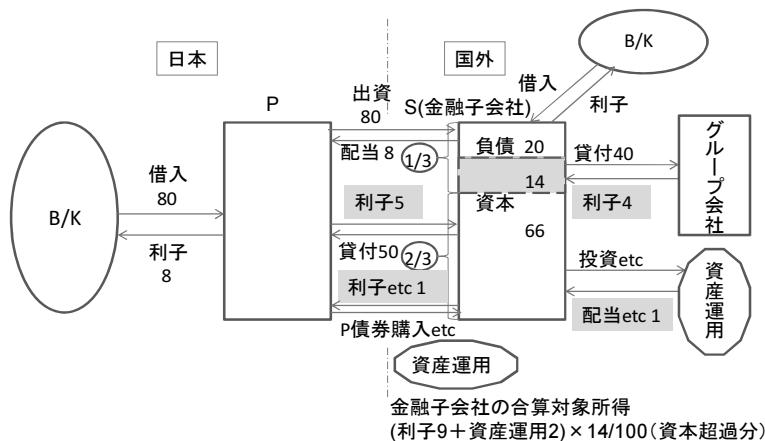


図 2



3 事業会社の貸付金の利子に係る所得

(1) 事業会社の関連者への貸付け

前記2では、企業グループ全体のCMSを専門に行う子会社（金融子会社）について検討を行ったが、当然CMSは、そのような子会社を設立しなくとも、事業会社が各々の口座間で資金移動を行うことで、企業グループの資金の全体最適化を図ることも可能である。

(2) 対応策

比較的大規模な法人は、グループ金融子会社を設立すると考えられるが、グループ金融子会社を設立するまでには至らず、関連会社が事業に資金を必要とした場合に、第三者から借り入れるのではなく、余剰資金のある関連会社から事業に必要な資金を融通しあうケースは、一般的に考えられる。このようなケースは、経済合理性のある正常な活動といえ、本制度の趣旨を踏まえると、このような場合にまで合算課税の対象とするのは適当でないと考えられる。しかしながら、前記2のグループ金融子会社と同様、関連者間の貸付けについては、①完全に正常なもの、②我が国の課税ベースを侵食するもの、③その両方のものがあると考えられる。したがって、関連会社に対する貸付金の利子は、前記2のグループ金融子会社の取扱いと同様に考えることが適当である。

一方、投資活動により稼得した資産性所得については、現行制度の考え方及びその取扱いのまま、本制度の対象とすることが望ましい。したがって、海外投資活動以外の正常な事業活動を行う特定外国子会社等については、投資活動により稼得した資産性所得は本制度の対象とするが、関連会社への貸付けによる利子については前記2のグループ金融子会社の取扱いと同様の方法で合算課税の対象とすることが適当と考える。

例えば、図1は、我が国の親会社Pが、80の出資で軽課税国に子会社Sを設立し、またSは銀行等から20の借り入れを行っている。Sは、これを原資に事業活動を行い、また余剰資金を、資金不足となっている関連会社に貸し付けるとともに、投資等の資産運用を行う。まず、投資等の資産運

用については、そこで稼得した所得すべてが合算課税の対象となるが、関連会社に対する貸付金の利子については、仮に負債資本比率が1：2の場合は、資本超過分である $14/100$ に対応する分を合算課税の対象とするのである。したがって、図1の場合、関連会社への貸付金の利子5に資本超過分 $14/100$ を乗じたものに、資産運用から稼得した所得2を加えたものが、合算課税の対象となることとなる。

図2は、我が国の親会社Pへのアップストリーム・ローンやPへの資産運用（図2は市場で取引されるPの債券を例に挙げている。なお、債券の相対取引は本制度の特定所得の対象外となっている。）がある場合である。このような場合も、同様に、Pへの貸付金の利子5に資本超過分 $14/100$ を乗じたものに、資産運用による所得2を加えたものが、合算課税の対象となることとなる。

図1

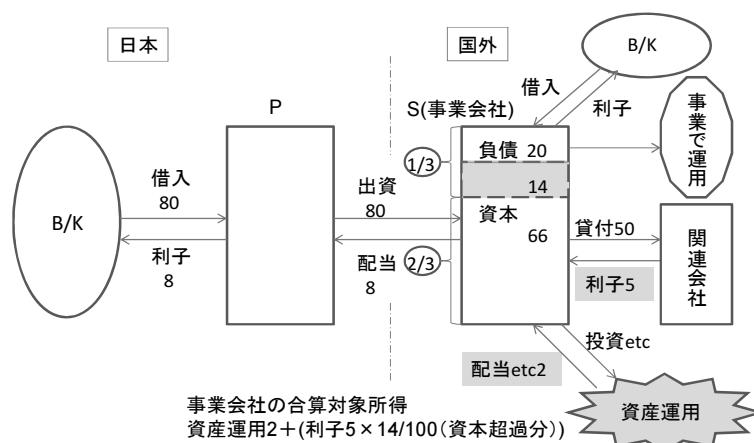
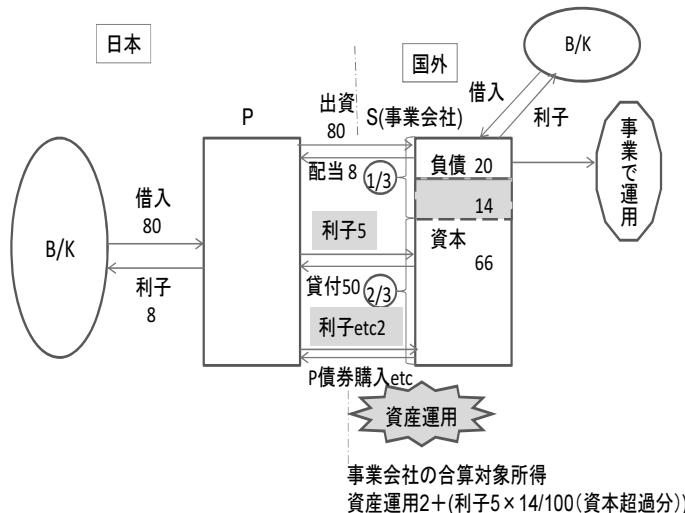


図2



第3節 適用除外基準の在り方

法人形態又は事業形態に着目して、適用除外基準によりその地に所在することに十分な経済合理性があると認められるもの以外の特定外国子会社等は、その所得が会社単位で合算対象となる。この「十分な経済合理性」を具体化している適用除外基準は、今後も本制度の目的を踏まえ我が国の経済状況等に応じて、適宜見直されることが適當と考える。

第4節 トリガー税率の再検討

トリガー税率は、本制度の対象となる特定外国子会社等の範囲を画するものであり、課税ベース侵食防止の必要性と本制度適用の有無の判定における企業

の事務負担という両者のバランスを考慮して設定される必要がある。なお、この事務負担については、最終的には特定外国子会社等に該当しないものの、トリガー税率が進出先国の法人税率に近接していることにより租税負担割合をより厳密に計算しなくてはいけない事務負担と、最終的には本制度の適用対象外となるものの、特定外国子会社等に該当するため適用除外の判定を行わなくてはいけない事務負担が考えられる。

一般的に、外国子会社の所在地国の法人税率が低いほど、租税回避の誘因が高まるためその防止の必要性も高くなるが、もとより外国子会社の所在地国の法人税率が我が国の法人税率より低い限り、租税回避のリスクは無くならず、さらに、外国子会社配当益金不算入制度の導入前に比べて、リスクは全体的に高まったと思われることから、その防止の必要性も高まったと考えられる。平成22年度改正において、トリガー税率は25%から20%に引き下げられており、課税ベース侵食防止の必要性と本制度適用の有無の判定における企業の事務負担のバランスも考慮したものと考えられるが、トリガー税率については、英国では法人税率 27%に対し約 20%とされ、米国では法人税の最高税率 35%に対し 31.5%（最高税率の 90%）であることと比較すると、現行の我が国のトリガー税率 20%は国内実効税率の約半分となっており、国内実効税率とトリガー税率との開きは約 20%と大きいことが分かる。したがって、資産性所得については、さらなる課税ベース侵食防止の必要性があり、本制度の対象となる特定外国子会社等の範囲を拡大することが適当と考える。

結びに代えて

我が国の現行の国際租税制度における外国子会社合算税制の目的を踏まえれば、本制度は、可動的な所得をその対象とするべきであり、一方で、資産性所得の中でもその地において稼得することにつき経済合理性のあるものについては極力除外することが適当と考える。本制度は、課税ベース侵食防止の必要性と企業側の事務負担との全体的なバランスを考慮して策定される必要があり、本研究における提言による事務負担については、個々の企業及び企業全体でそれぞれ総合的に評価する必要があると思われるが、現行制度には、資産性所得について、さらなる課税ベース侵食防止の必要性があり合算課税の対象を拡大することが適当と考える。